

建設経済常任委員会

令和5年11月24日（金曜日）午前11時10分開会

出席委員（8名）

委員 長 大野 恭 男
委員 山形 紀 弘
委員 中里 康 寛
委員 中村 芳 隆

副委員 長 小島 耕 一
委員 星野 健 二
委員 鈴木 伸 彦
委員 齋藤 寿 一

欠席委員（なし）

紹介議員（なし）

出席議会事務局職員

書 記 飯 泉 祐 司

議事日程

1. 開 会
2. 協議事項
 - (1) 12月定例会における委員会の運営（付託予定議案、日程等）について
 - (2) その他
3. その他
4. 閉 会

開会 午前11時10分

◎開会及び開議の宣告

○大野委員長 皆さん、お疲れさまです。

本会議終了後、お忙しい中お集まりいただき、誠にありがとうございます。

12月市議会の対応について話し合いたいことがございまして、お集まりいただきました。

—————◇—————

◎協議事項

○大野委員長 早速、協議事項に入っていきたいと思うんですけども、座って説明させていただきます。

(1)の12月定例会議における委員会の運営についてということで、事務局から説明をいただきます。飯泉さん。

○飯泉書記 (12月定例会議における委員会の運営について説明。)

○大野委員長 ありがとうございます。

日程については、皆さん、よろしいですか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○大野委員長 じゃ、続いて、委員会は12月4日、1日限りということで、もし御希望などあればなんですが、所管事務調査の希望がもしございましたら、提案していただければというふうに思います。

○小島副委員長 じゃ、1つ、私が思うには、タカムラの要望書とはまた別の話として、タカムラで今度、この間鈴木さんも言っていましたけれども……。

〔「バイオマス」と言う人あり〕

○小島副委員長 バイオマス発電施設を造るとか、あとは新しい施設も造るということで、具体的な

ところが全然私には見えていないので、施設のほうはちょっと問題、防疫の関係で難しいかと思いますが、新しく造るところであればあまり防疫のほうは関係ないので、そちらのほうを、こういう形でという説明をタカムラから受けられますか、場所を見ながら。

○鈴木委員 現地に行つてということ。

○小島副委員長 現地に行きたいなど、行ければ。可能であれば、どちらの日でもいいですけども、向こうがいい日でもいいですけども、5日、6日のどちらか。

○鈴木委員 大局的に、それって勘違いされるんじゃないのかなという気がする。

○小島副委員長 反対するわけじゃなくて、どういふふうな、実際にここでもうあれじゃないんだよね。実施については県に申請が上がっていてという段階で、今回の要望運動は、自治会とか全てを含めてやってほしいと言われましたけれども、そうじゃなくて、議員として実態を見ないでいろんなことは言えないので、そこはまずは現地を見て、どういうふうな考えを持っているのかということからいけば、見ることに問題はないのかなと私は思うんですけども。

○大野委員長 今、小島副委員長からあったんですけども、それは何ですか、新しく事業を行うということに対してという、その調査をするというわけ。皆様の御意見を。

鈴木委員。

○鈴木委員 ちょっと言いにくいんですけども、この後、要望書が来ているじゃないですか。それは、要望書の話はそのときに審査するんですけども、そのときに、要望に応えるような形で現地視察はしないという考え方があるわけですよね。それを踏まえると、その関連施設というところで、結

局行くところは同じ場所なんですよ。そうすると、勘違いするかしらないかは要望している人たちの考え方だから、行ってしまうと、結局、那須塩原市議会が単独で行ったとしても、あの人たちは、我々の希望に応じて見に来てくれたというふうに勘違いするのは向こうなもので、行くと、事業者というのは、すごく俺も本当は興味があるんだけど、そこに行ってしまうこと自体は、いい意味では、それは市民のためを思ってということにも向こうは理解するかもしれないけれども、要望に応じて、市全体のバランスを考えたときに、そのときに決めることですが、そこを踏まえて一緒に考えたほうがいいんじゃないかなという気がするから、ちょっと難しいかなというところはあります、私としてはね。

○小島副委員長 そういうことは別で、結局今回の要望書の中身を見ると、要は議会だけじゃなくて、それも含めて実態を見てほしいというような書き方をしているんだよね。それを議会が先導してほしいというような要望書なんだよね。でも、それはちょっと無理だろうと私も思うんですよ。そういう面では、議員だけで実態を見せてもらおうし、取組をどういうふうに考えているのかというのを聞くというのは、そこは私はやったとしても、あまり問題はないのかなという感じはするんですけどもね。

○大野委員長 中村委員。

○中村委員 今、小島さんの意見も、それは確かにいい面もあるんですが、開発行為に対してそれを我々が先に見に行ったとしても、今、鈴木委員が心配されている、それについて我々が何も言わなかったと、帰ってきて。見てきましたよという感じで、何か結論でも出して、ああせい、こうせいと言わない限りは、見に行って承認をしてしまったという解釈を、私はこういうクレームをつ

けている人には取られる可能性があるよね。

〔「向こうの……」と言う人あり〕

○中村委員 見に行っても何も言わなかったら、そうすると、議会は見に行って、承認をして、納得して帰ってきましたよ。私たちの気持ちは全然むげにしたという形の、今言った解釈をする可能性は若干生まれてきますよね。見に行かなければ、どうのこうのというのは分からないので、ある程度の施設ができて、本当にこっちの指令もしたで、排出がしっかりしているかとか、そういうのを現場を調査、建てたところを見に行くのであれば、ある程度は我々が、執行部もやっている、臭いが出ないようにしてくださいよ、道路を整備してくださいよというのを見に行くのは分かりますよ。だけれども、何もないところの自然のところに行って、今ここでみんな集めてやってくださいよというのに、我々だけ行って現地を見てきました。ああ、こういう土地にあるんですかというのを見るのは勝手なんですけど、それでも何も言わなかったら、この陳情を要望している人からすると、議会に対してさらなる不満が出るというような気がするの。見に行ったんだけど、何もしなかったんだと。だって、何もしようができないんだから、見に行ったって、現状は自然のままのところをさ、木一本切っているところじゃないんだし。だったら、私は工事の完成間際にでも行って、こういったものはクリアしてくれていますかとか、そういうものを視察するというのだったら若干はいいんですが、見に行って、何ができるかですよ。何もできない、ただ行って、委員会で作ってきましたというのは、ちょっと第三者に対してもすっきりしないところが出てきそうだよ。という感じが私はしました。

○大野委員長 齋藤委員。

○齋藤委員 まさに鈴木委員と中村委員が言うよう

に、そういう今回の要望書が出ていて、その結論がある程度我々で出ている中で視察へ行くことが、誤解を招くことがあるのが一つと、あと、要望の趣旨の中に、市議会議員を中心とした視察をして、確認の上、現地視察を求めますということで、その下に羅列があって、視察委員構成ということで、那須塩原市議会議員、那須塩原市関係各所、あと周辺自治会代表、その他というのを逆に無視して行ったという捉え方もされる。一緒にやってくれというのを、そういう部分もあるし、先ほどお二人が言った部分で、今行く時期ではないなという、自分もそう思います。

○大野委員長 そのほか御意見ございますか。

山形委員。

○山形委員 この要望書はもう9月ぐらいに実は来ていて、県のほうでこの建設に反対しろというふうな陳情が来て、県は不採択だったんです。何の不備もなく、建設はオーケーということで、林地開発の許可は、今県から移譲されて実は市なんです。それが提出されたのは11月上旬なんですけど、皆さんに言っちゃいますけれども、林地開発の添付資料に2つほど不備があって、赤道があって、赤道の同意者の判こをもらわないと駄目だということで、同意者が実はこの反対している側にいるんじゃないかということで、それがなかなか滞っていて、もらえなく、建設がちょっとストップしている状況をこの間受けたんです。

また、今、中村委員も言ったように、行ってしまおうと、もう認めたというふうなことに成り兼ねないんで、私も大野委員長あたりにもずっと相談はしていたんですが、だったら逆に直接行かなく、今、市の農務畜産課とか様々なところ、いろいろな今の状況を聞いて、どうなんだというのを聞いて、1回私たち知識を高めてから、次の議論をしたほうがいいのかかなんて気はいたします、逆に。

それが会期中の委員会の所管事務調査が、さてそれに適しているのかというのも、ちょっと何か議案で上がってれば別なんですけれども、特段、要望書ということなんで、市の今のレクチャーを受けて、今どういう状況で、どういうふうな感じで、どういう構想だということで、こういう施設にはこういう処理施設が必要だというものを市の担当からレクチャーを受けたほうが、僕らの予備知識もよくなるんじゃないかな。その日に当てて、現地でなくて、それを踏まえてから、次の一手を考えてもいいのかなんて、小島さんの言っている意味もよく分かるんですけども、私はそんなふうに思います。

○大野委員長 いろいろな御意見をいただきました。

そうですね、これ、例えばですよ、担当課の方のお話というか、それを我々が例えば空いている日に聞くということに関しては、どうですかね。

○齋藤委員 委員会のその他で聞けばいいんじゃないですか。別に特別じゃなくても。

○大野委員長 その他で、そうか。

○齋藤委員 所管のその他で……

○大野委員長 その他で、こういうのが出ているんだけど……。

○齋藤委員 こっそり教えてくれたけれども、今どういう状況になっているのというところを聞くということで。

○鈴木委員 今、小島さんの提案だったので、小島さんが、バイオマス発電事業がどういうものかというのを聞きたいんだと思うんですよね。それは多分言っていないけれども、岩手県の葛巻も似たようなことをやっていると思うんですよ。事業として設備がどうかということで、そうすると、どっちかというのと三井住友だっけ、何かあそこの人に来てもらって、今こういうことを研究開発してやりたいんだということを、現地に行かなくて

も、聞けるのは聞けると思うんだよね。

現地はこれ大体知っているんだけど、場所は別な土地であれば、ただ雑木林があって、今言ったような赤道がこういう位置づけだというのは多分分かると思うんです。でも、それは小島さんの本当の趣旨ではない。今避けましたけれどもね。そういうバイオ発電の技術的なところを学びたいのであれば、それを執行部側に言って、資料を揃えてもらって、見える形でやってもらったほうが、市民もいろいろびりびりしているところに行っちゃうというのは、次の要望書を断りにくいよ。断ると決まったわけじゃないけれども。

○小島副委員長 市の担当と、それとバイオマスの企業あたりの情報を入れるというところで妥協、日程を決めると。

○山形委員 すみません。この間、帳面いただいた会の中に、何とK議員とS議員も入っているわけなんです。

〔「K議員とS議員」と言う人あり〕

○山形委員 はい。議員もいらっしゃるんで、K議員とS議員。大丈夫、議事録。そういうのもいるんで、ちょっとそこら辺も、実はこの出している方も、内部でちょっともめているんです。一本化になっていないのが現状なんですよ。雇用も求められている部分と、環境も求められている部分で、何かやっぱり要望を出している方で、中で一つにまとまっていないところもあるらしいんで、だったら、先ほどバイオマスのほうの話だったら、私も全然そういうふうな勉強会みたいなのにしたらいいなと思いますけれどもね。

○小島副委員長 バイオマスのほうだけの勉強会にしておきますか。

〔「そうしましょう」「視察も行ったことだしね」「一件落着だね、委員長」と言う人あり〕

○大野委員長 じゃ、そういうことで御理解いただきます。

〔「そうですね」「すばらしい」「ばっちり」と言う人あり〕

○大野委員長 じゃ、その件に関しては、今のところ5日、6日はなしということでよろしいですか。

〔「いいです」と言う人あり〕

○大野委員長 それでは、次に、(2)のその他に入りたいと思います。

行政視察の報告書について事務局から説明をいただきます。

飯泉さん。

○飯泉書記 (行政視察の報告書について説明。)

○大野委員長 今説明がありました。

あれだけ皆さんのところに送られて、もう御覧になったかと思うんですけども、問題あるようなところとかありますか。

○齋藤委員 ないんだけど、1点だけ、2ページの道の駅のところで、どっちが正しいんだっけ、これ。

〔「上品の郷の「さと」が」と言う人あり〕

○齋藤委員 上品の郷の「さと」が、郷のほうのあれと里山の里と、別々に書いてあるから。

〔「全体の写真載ったところの「さと」が」と言う人あり〕

○飯泉書記 失礼しました。

○齋藤委員 そこだけ。

〔「「郷」のほうのね、「里」じゃなくてね」と言う人あり〕

○飯泉書記 そうですね。失礼しました。

○大野委員長 すみません。ありがとうございました。

〔「あと、ページ違っているところはないね」と言う人あり〕

○大野委員長 今御指摘いただいたところを直してもらって、最終日に報告しますので、よろしくお願いいたします。

次に進みます。

タカムラ養鶏場の要望書に対する対応についてということで、どのような対応をするか。前回もちょっとお話しただいて、今日結論を出そうということで、前回は決めなかったですね。返答するのか、何らかの対応を取るのかということで、御意見を頂戴したいと思います。

これ、何らかの文書を作って出したほうがいいですか、議長。

○山形委員 それも委員会にお任せしたいんで、何かしなきゃいけない反面、実はこの方、よく議会議務局に見えられるんですよ。私が知っている限り2回ぐらい来て、どうなりたいというふうな形で進捗状況を聞きに来るんで、何もしていないのに要望書を出すのもあれかななんて気はするんですけども、難しい……。

○大野委員長 中里委員。

○中里委員 取扱いというところだと思うんですけども、あくまでも要望なんですけれども、この要望には、正直言ってちょっと応えられないなというのがあります。

この要望内容を見てみますと、この要望内容について回答をくれとか、そういうことも書いていないので、こちらから回答というのも……してあげたほうがいいのかもしれないですけども、ちょっと問題が難しいので、差し控えたほうがいいのかなと思います。回答の仕方が難しいですよ。

○鈴木委員 要望は、必ずしも回答を基本的に出しているの。

〔「ないですね」と言う人あり〕

○鈴木委員 出すようにしていたんですか。

○中里委員 要望をやられても、例えば、これに対

して回答をお願いしますと言われたときには、回答するような形ですね、普通は。

○鈴木委員 以前は全然返事していなかったんですね。

〔「以前はもう取り上げなかったね」と言う人あり〕

○鈴木委員 なかったね。要望を受けたとしても、返事をしていなかったですよ。採択か、不採択かぐらいだったので、活性化の中でどうするかという話があって、必ず出すという決まりはないんですね。

〔「ないですね」と言う人あり〕

○鈴木委員 そこだよね。

これは、そこまで出してくれという要望は入っていない形なんですよ。それを踏まえて、無視するのも変だしな。

○中村委員 これに議員が2人入っているとすれば、陳情書じゃなくて何でしたか。

〔「請願書」と言う人あり〕

○中村委員 請願で出せばいいですよ。審査をして、しっかりとした返事を出しますから。それだと2人が説明しに来なければいけない。そういうのを知っているんだから。

〔「でも、しなかったということですよ」と言う人あり〕

○中村委員 それをやっていないんだから。

○山形委員 要望書を見ると、誰かが何回も書いたような明らかな筆跡なんですよ。

〔「1人1回じゃなくて」と言う人あり〕

○山形委員 はい。照らし合わせるとかぶっている人も多いんで、私が知っている人が2回載っていましたから。一人、二人じゃないんで、そういったものの信憑性も考えると、どうなのかななんて。一度これで今回回答してしまうと、また次に第3弾と来られたときに、もうちょっとそのときの対応

が。

○中村委員 言われたら、議論は随分させていただきましたという形でよろしいんじゃないの。

○鈴木委員 来たときは、事務局から、ちゃんと審議はしたけれどもと言って、ほかにも要望が来るけれども出していないので、これを作るわけにはいかないということで、事務局から返事してもらう形の方がいいわ。

〔「来たら、来たでな」と言う人あり〕

○山形委員 飯泉君、この間来たんだよな。

○飯泉書記 いらっしやいました。

○鈴木委員 これは通常の対応の仕方だと。

○齋藤委員 案件としては取り扱いましたと。

○鈴木委員 しっかり審議はさせてもらったと。しているよね、これだけやったんだから。

○大野委員長 総合的な判断として、議会で動くのは難しいと。

○山形委員 という形でいいんじゃないですか。

〔「いいんじゃないですか」「難しいは難しい」と言う人あり〕

○鈴木委員 県もそうだし、法律上でいくとこれは止められないんだものね。議会は権利もなくて、何もできないものに対して、本当に那須塩原市がなくなっちゃうぐらいの大問題だったら、議会は動かさなきゃいけないけれども、これはそういう問題ではないですね。

○中村委員 瞬間的に卵生産日本一というのが出るんだもの。出る可能性があるわけだから。そういう意見もあるんですよ。今、卵3.5倍かな、値段が、この年末に向かって。

○鈴木委員 日本中のためにもなるかもしれないね。

○中村委員 だって、誰かが卵を作らなかつたら、これは日本中卵を食っているんだからな、どうしようもない。

○鈴木委員 議会で反対したって、どうにもならな

いことだよな。

○中村委員 難しいですよ、これ。

○大野委員長 心情はわかりますけれども、ただ、法律とかそういった部分では。

○山形委員 法律に犯している部分はないんですもの、全然。

○大野委員長 法律に何か犯して、やらかしていれば問題なんでしょうけれども。

○中里委員 口頭で言っただけならば、市議会を中心とした視察団は難しいということになりましたと。

○山形委員 御理解いただきたいということで、うまくね。

○大野委員長 飯泉さん、そういうことで。

○飯泉書記 はい。

○中村委員 そこら辺で決着だね。

〔「そうだね」と言う人あり〕

○中村委員 委員長、何とかそこら辺でお願いします。

○山形委員 陳情とか出てきちゃうと厄介だよな、本当に。請願か。

○中里委員 でも、そのときは、そのときで。

○中村委員 だから、そうすると、その議員もそうになると議論するわけだから。あなた何をそれ言っている、根拠というか、そういうものを出さなければ、ただ単に……自民党の岸田総理になっちゃうよね。何が目的ですかとなっちゃうから。

○大野委員長 署名のほうに入っている、署名というか、あっち側で頑張ってる活動されている方がいい、議員で。

○山形委員 中に入っていたような気がするんですけども、はい。

○大野委員長 個人的に呼ぶ分には、そういうのはあれなんだろうけれども。

○山形委員 S議員に関しては、その辺が一枚岩に

なっていないのが分かっちゃったんで、があつと来たんですけれども、一般質問された方なんですけれども、あの団体はやばいで、ちょっと引き際なんで、逆に今手を引いている状態なんで。

○星野委員 話はちょっと変わるんですけれども、中村さん、例えば、仮にここで要望している陳情書が出て、議会として反対となったとするじゃないですか。じゃ、反対だったら、工場が出ないということにならないでしょう。

○中村委員 ならない。

○鈴木委員 だから、それを言っているんですよ。議会が言っても、何の権限もない。権限がないところにやってもらっても、運動に参加するかどうかだけだから。

○星野委員 ですよ。

○鈴木委員 粛々と県は動いています。

○星野委員 だから、いつも思うんですよ。それをやるんだけど、結局どうなんだということなんです。

○鈴木委員 ただ、法律の話になると、例えば、沖縄みたいに知事が頑張っていたりするじゃないですか。あれは別に、やっぱり地域住民のことを考えて表明する。だから、市長なんかは代表する、あとリアモーターの川勝知事、やっぱり法律じゃなくて、あれは難癖つけて反対しているんだけど、川勝知事は。でも、それは本当に県民や市民のことを考えて言っているの、那須塩原市も、そういうことで反対するというのが正しいと思うならやればいいんだけど、これだって、さっき言ったように、委員が思うとプラスとマイナスがあって、人によってはプラスのほうが多いんじゃないかと思っているわけだから。議会としては、議会自体も2対24になっちゃうかもしれないけれども、団結できないでしょうという話。

○中村委員 だから、沖縄の知事だって、あれだけ

反対していて、結局、裁判の指示にも従わない。法治国家なのに、裁判の指示にも今従わないわけ。それで、結局は国の姿勢に従って基地を移動するわけですよ。だから、普天間のところを移動しないで、あの地域に住んでいる人たちは、移動してもらえないというと、危険な目に遭っているということは現実なわけだよね。それでもやろうというんだから、だからあなたが言ったように、そこから辺の市長選挙をやるたびに変わっちゃっているわけですよ。

だから、それはそれでいいかもしれないけれども、要するに、日本政府の国庫補助があそこはいかん3,000億以上伸びないということは、沖縄の県民にとって、えらいマイナスになっているということは実際にあるわけ。そのパフォーマンスを出すと、予算がつかないんだからね。それを分かっている、やっているわけだから。

○鈴木委員 それは意味もあるということね。

ただ、大多数がそうじゃないわけよ。

でも、今回、市全体で、議会で取り上げるほど市の中で盛り上がっているかという。

○星野委員 そうですね、私もそう思います。

○鈴木委員 要望出している人に失礼だからあまり言わないけれども。

○中村委員 農業政策の、農業立国の那須塩原市の中で、今、極端に言って、陳情を出せ、請願何とか、要望が出てくるのは、臭いが一番多いということ。それは牛問題もしかり、たばこにもしかり、豚にもしかり。だから、それを我々はどう共生して、みんなと相談しながら、やっぱり農業経営、農業立国、農業出荷額が全国で8番だということ掲げている割には、だから、西那須野のほうに行くと、生乳本州1位なんて言わないでくれという市民がいっぱいいるわけさ。臭いがして嫌だからとかさ。だから、そういういっぱいいるという

ことを、うちのほうはもう生乳行くべと、こうやると、西のほうの人はやめてくださいと。そういう話を聞くと、議長やっている時、さんざん言われた。

だけれども、やっぱりそれを全体的にやったら、生乳はもう全国でね、本州1位どころじゃない、全国2番になったわけだから、これは避けて通れないでしょう。それをやっぱり生産規模を増やして、何とかしてやりたいという我々の考えにもなってくる。もうそれを何というの、矛盾。

〔「バイオマス発電が回れば一番いいんだけれど」と言う人あり〕

○中村委員 だから、バイオマス発電だつてあっちこっち行くけどさ、北海道に行ったらまさにここで臭いがしたって大丈夫だと。高原の何というの、平野……。

〔「何にもない」と言う人あり〕

○中村委員 そこへ来て、ここら辺でバイオマスなんて牛のふん尿を使ってやると言ったら、えらい反対運動が起きると思うよ。

○小島副委員長 バイオマスは、そんなに臭いはあまり出ないんですよ。

○中村委員 それはそうだけれども、一応はやっぱり、臭いの問題はないといっても、同じく出るの。だから、うちの近くにだけは造らないで、ほかならいいよという人がみんないるわけ。だから、思ったほど伸びないよね。豚だつて、みんな豚食って生活しているのに、豚出てくればみんな反対するわけだから。これの違いは全くないね。

北海道に視察に行ったら分かっており、臭いしないといってあの電気発電していて、こっちへ来たらえらい臭いがしましたよね、堆肥を出すところ。

やっぱり臭いが無いというところはないんで、それをどう皆さんで共有していくかということ、

理解力がなきゃ駄目。卵でも何でも同じ。産廃から始まって、産廃もあんだ、福島大学の先生に1千何百万かけて研究してもらったら、結局、産廃反対と言って反対したのは牛屋さんだったでしょう。そうしたら、今度、産廃の業者が牛屋のことをどうのこうの言ったら、排水が多くて、上下水道の元締めは森林破壊より牛のあれが一番やばいというんで、結局は研究すればするほど牛小屋みんなやめてもらいたいと、こうなっちゃう。結局、それ以上調査はやめになっちゃった。もう大学で研究していけば、反対しようと思っているのに、牛をあそこの設備を何とかしなきゃ駄目だと。だから、裁判上、同じくなっちゃいますよということで、途中でみんなやめちゃったでしょう。うちの議会もいいでしょうとなっちゃって。

だから、そういうふうにして、農家してみれば昔から牛飼っているのに、あの野郎最近来たのに臭いんだというせりふもあるし、それはお互いさまで、どこまで共有できるかというのをみんなで研究して行って、臭いで一時騒いだときに飼料があるよといって、それを食べると生乳の単価が上がらないんで食べさせられないとか、いろいろ議論しながら来たわけだ。

○小島副委員長 ただ、バイオマス発電が完全に回るまで行ってないんですけども、今後、バイオマス発電も回るような時代も来るんで、そこら辺は、今回タカムラでやるのも、やっぱりしっかりと議会も見ながらやっていくというのが重要だと私は思います。そういうことで、ちょっと実態を聞きたいというところなんです。

○中里委員 一定程度ほとぼりが冷めてからのほうがいいのかも说不定ですね。

〔「そうだね」と言う人あり〕

○大野委員長 いろいろ御意見ありがとうございます。

それでは、ちょっと先に進んで行きたいと思
います。

〔「よろしいですか」と言う人あり〕

○大野委員長 はい、どうぞ。

○飯泉書記 一応対応としましては、何もしないで
いて、かつ問合せが向こうから来たときに、私の
ほうから、対応は難しいので、ちょっと今回のも
のについては、特に何をするとすることは対応い
たしませんという回答をするということによろし
いですか。

〔「はい」と言う人あり〕

○鈴木委員 通常こういうパターンもあるよとかね、
特別対応しないじゃなくて、ほかの要望も那須塩
原市としては、こういう扱いもしているというこ
とで。

○飯泉書記 郵送で来た議長預かりになっている要
望書なんかは、特段対応していませんので、そう
いうふうなものと同じような対応になるのかなと
いうふうには。

○鈴木委員 そういう説明をつけておいてもらった
ほうがいいのかと思うんですよ。俺も全然知らな
いわけじゃないから、やっぱり地元の人から、会
ったときに、何だ、議会は何も対応してくれない
と言われちゃうと、ちょっとやっぱり困るんです
よ、知らない人じゃないから、この辺の人たちは。

○中村委員 いやいや、内部で対応したと言ったら
いいでしょう。

だから、しっかり議論して、執行部にも言うべ
きことは言ったと。

○鈴木委員 そういう対応をしっかりと、誤解がない
ように、事務局としては説明をしてほしいという
ことですね。

○飯泉書記 そういう意味ですと、市内で直接持つ
てこられた要望書に対して、全く回答しないとい
うふうなことは今までのところないです。

なので、特別対応かどうかというふうなことを
言われれば、特別対応になるかもしれません。一
応対応しない場合は、例えば委員会回付になりま
した。何もしませんけれども、一応議員にはお知
らせたいしましたというふうな回答をして終わり
になるというケースもあります。

ですので、問合せがあったら、委員会にはお知
らせてしてというところはやっていますので、そこ
はよろしいかと思えます。

その上で、いろいろ検討した上で、対応は難し
いという結論に至りましたと。それについてこれ
で終わりではなく、今後もそちらについては注視
して、何か問題が生じたときには、議会としての
対応というのも考えておりますぐらいの……。

〔「いいんじゃないの」「それが一番すば
らしい」と言う人あり〕

○飯泉書記 じゃ、そのように。

○小島副委員長 この次の常任委員会です承を得
ているというような形にしておいたほうがいいと思
うんですよ。

〔「いや、もういい」と言う人あり〕

○飯泉書記 今ので決定いただいたということで、
やっていこうと思うんですが。

○山形委員 口頭で丁寧に説明する。

○飯泉書記 分かりました。じゃ、問合せが来た場
合に。

〔「内容的にチェックはしない」「今ので
すばらしいと思う」「今のがいい」と言
う人あり〕

—————◇—————

◎その他

○議会報告会について

○会期中の昼食について

◇

◎閉会の宣告

○大野委員長　じゃ、以上で建設経済常任委員会を終了いたします。

大変お疲れさまでした。

閉会　午前11時52分

建設経済常任委員会及び予算常任委員会（第三分科会）

令和5年12月4日（月曜日）午前10時00分開会

出席委員（6名）

委員 長 大野 恭 男	副委員 長 小島 耕 一
委 員 山形 紀 弘	委 員 鈴木 伸 彦
委 員 中村 芳 隆	委 員 齋藤 寿 一

欠席委員（2名）

委 員 星野 健 二	委 員 中里 康 寛
------------	------------

紹介議員（なし）

説明のための出席者

政策統括監 瀧 口 晃	市民生活部長 河 合 浩
環 境 課 長 佐藤 知 子	環境課長補佐 伊 藤 隆
環境保全係長 山 本 達 也	環境衛生係長 梅 田 千 尋
廃棄物対策課 大野 薫	廃棄物対策課長補佐兼施設係長 福 田 真 二
一般廃棄物対策係長 大貫 啓 子	産業廃棄物対策係長 木 澤 雄 一
生活課長生活消費センタ所長 鈴木 正 宏	生活課長補佐兼交通対策係長 佐々木 玲男奈
くらし安全安心係長 辰 田 英 子	市民課長 高 塩 浩 幸
市民課長補佐兼戸籍係長 高 橋 美由紀	市民係長 渡 邊 純 子
気候変動対策局 松 本 仁 一	気候変動対策課長 相 樂 尚 志
気候変動対策課長補佐 吉 田 和 則	気候変動対策課副主幹 向 井 崇
産業観光部長 織 田 智 富	産業観光部政策審議監 神 山 徳 久
農務畜産課長 君 島 一 宏	農務畜産課長補佐 宇賀神 晶 子

農業振興係長	青木洋人	農業振興係主査 (係長級)	三山裕樹
担い手支援係	田中幸子	畜産振興係長	室井敬弘
農業再生協議会副主幹	平山隆美	農林整備課長	君島隆
農林整備課長補佐兼農村整備係長	大野昭博	林務係長	和田博史
地籍調査係長	相馬浩二	商工観光課長(DMO推進担当)兼観光振興センター所長	波多腰治
商工観光課長補佐兼商工係長	杉本功	企業立地係長	萩島章宏
まちなか交流センター館長	石塚昌章	まちなか交流センター主査(係長級)	印東歆之
建設部長	富山芳男	都市計画課長	鈴木隆行
都市計画課長補佐	江面史彦	都市計画係長	福島寛
開発指導係長	星野卓央	都市整備課長	浅賀保幸
都市整備課長補佐兼都市整備係長	伊藤好美	住宅政策係長	中山和成
建築係長	鈴木美津治	道路課長	高野茂
道路課長補佐兼建設係長	岩波秀典	管理係長	大島尚恭
維持係長	室井貴彦	建設係副主幹	岩本和也
用地係長	遅沢友則		

出席議会事務局職員

議会事務局長	高久修	議事調査係長	長岡栄治
書記	飯泉祐司		

議事日程

1. 開会
2. 審査事項

[産業観光部]

- ・産業環境部長挨拶

[農林整備課]

■予算常任委員会（第三分科会）

- ・議案第122号 令和5年度那須塩原市一般会計補正予算（第7号）

[農務畜産課]

- ・議案第107号 那須塩原市青木ふるさと物産センター条例の一部改正について

- ・議案第116号 公の施設の指定管理者の指定について

- ・議案第117号 公の施設の指定管理者の指定について

■予算常任委員会（第三分科会）

- ・議案第122号 令和5年度那須塩原市一般会計補正予算（第7号）

[商工観光課]

- ・議案第118号 公の施設の指定管理者の指定について

■予算常任委員会（第三分科会）

- ・議案第122号 令和5年度那須塩原市一般会計補正予算（第7号）

- ・議案第126号 令和5年度那須塩原市産業団地造成事業特別会計補正予算（第2号）

[気候変動対策局]

- ・気候変動対策局長挨拶

[気候変動対策課]

■予算常任委員会（第三分科会）

- ・議案第122号 令和5年度那須塩原市一般会計補正予算（第7号）

[市民生活部]

- ・市民生活部長挨拶

[環境課]

■予算常任委員会（第三分科会）

- ・議案第122号 令和5年度那須塩原市一般会計補正予算（第7号）

[廃棄物対策課]

■予算常任委員会（第三分科会）

- ・議案第122号 令和5年度那須塩原市一般会計補正予算（第7号）

[生活課]

- ・議案第113号 公の施設の指定管理者の指定について

- ・議案第114号 公の施設の指定管理者の指定について

■予算常任委員会（第三分科会）

- ・議案第122号 令和5年度那須塩原市一般会計補正予算（第7号）

[市民課]

・議案第101号 那須塩原市印鑑条例の一部改正について

■予算常任委員会（第三分科会）

・議案第122号 令和5年度那須塩原市一般会計補正予算（第7号）

〔建設部〕

・建設部長挨拶

〔都市計画課〕

■予算常任委員会（第三分科会）

・議案第122号 令和5年度那須塩原市一般会計補正予算（第7号）

〔都市整備課〕

■予算常任委員会（第三分科会）

・議案第122号 令和5年度那須塩原市一般会計補正予算（第7号）

〔道路課〕

・議案第108号 那須塩原市道路占用料徴収条例の一部改正について

・議案第109号 那須塩原市法定外公共物管理条例の一部改正について

・議案第121号 市道路線の認定について

■予算常任委員会（第三分科会）

・議案第122号 令和5年度那須塩原市一般会計補正予算（第7号）

3. その他

4. 閉 会

開会 午前10時00分

◎開会及び開議の宣告

○大野委員長 皆様、おはようございます。

ただいまから12月定例会議の建設経済常任委員会及び予算常任委員会（第三分科会）を開会いたします。

ただいまの出席委員は6名であります。

中里委員と星野委員より、本日欠席する旨の届出がありました。

参考までに申し上げますが、本日の出席委員は6名ですので、委員長を除く5名で採決となります。

審査の日程及び審査順は次第のとおりであります。

今定例会議におきまして、当委員会が審査すべき案件は、条例の一部改正案件4件、公の施設の指定管理者の指定案件5件、市道路線の認定案件1件の合計10件であります。予算常任委員会付託案件のうち、当分科会で審査する案件は補正予算案件2件であります。予算に関する案件につきましては、関係所管課のところで随時分科会に切り替えて審査を行います。委員各位におかれましては、慎重なる審査とともに、円滑な進行への協力をお願いいたします。

また、異議なしなどの意思表示をはっきりしていただくこと、明瞭な質疑をしていただけるよう併せてお願いを申し上げます。

◎産業観光部の審査

○大野委員長 それでは、次第2、審査事項に入ります。

まず、産業観光部の審査に入ります。

初めに、産業観光部長から御挨拶をお願いいたします。

部長。

○織田産業観光部長 （挨拶。）

○大野委員長 ありがとうございます。

◎農林整備課の審査

○大野委員長 ただいまから農林整備課の審査に入ります。農林整備課の皆様、お疲れさまです。

農林整備課については、建設経済常任委員会に対する付託案件がありませんので、建設経済常任委員会を予算常任委員会（第三分科会）に切り替えて審査を行います。

◎議案第122号の説明、質疑、

討論、採決

○大野委員長 それでは、議案第122号 令和5年度那須塩原市一般会計補正予算（第7号）を議題といたします。

執行部から議案の説明を簡潔をお願いいたします。

課長。

○君島農林整備課長 （議案第122号について説明。）

○大野委員長 説明が終わりましたので、質疑を許します。

山形委員。

○山形委員 ありがとうございます。説明がありました。

改めてなんですけれども、この森林環境整備促進基金積立金の使用用途ですか、こういったもの

に充当して、この積立金を充てているのか。現在積立金はどれぐらいあるのかお伺いします。

○大野委員長 課長。

○君島農林整備課長 積立金につきましては、環境譲与税が原資になっております。

金額につきましては、令和4年度3月末になりますが、7,684万8,505円になっております。

○大野委員長 山形委員。

○山形委員 7,600万何がしということで分かりました。森林環境譲与税ですよね、そういったもので、この使用用途ですか、どういったところに使えるのか具体的に事例があればお伺いいたします。

○大野委員長 課長。

○君島農林整備課長 譲与税の基本的な考え方なんですが、一応4つほど提示しております。1つが、森林の整備に関する事業、2つ目が、森林整備を担うべき人材の育成及び確保に関する事業、3つ目が、森林が有する公益的機能に関わる普及啓発に関する事業、4つ目ですが、木材利用促進に関する事業のこの4点に関わる事業について使用として考えております。

○大野委員長 ほかに質疑はございますか。

〔「ありません」と言う人あり〕

○大野委員長 質疑の途中ですが、議員間討議に入ります。

討議すべき点、あるいは委員からの意見はございますか。

〔「ありません」と言う人あり〕

○大野委員長 ないようですので、議員間討議及び質疑を終了したいと思います。異議はございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○大野委員長 異議がないものと認め、質疑を終了いたします。

討論はございますか。

〔「ありません」と言う人あり〕

○大野委員長 ないようですので、討論を終了したいと思います。異議はございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○大野委員長 異議がないものと認め、討論を終了し、これより採決いたします。

議案第122号 令和5年度那須塩原市一般会計補正予算（第7号）は、原案のとおり可決すべきものとするに異議はございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○大野委員長 異議がないものと認めます。

よって、議案第122号については原案のとおり可決すべきものと決しました。

農林整備課の所管の審査事項は以上となります。ここで、休憩とします。

会議の再開は10時15分です。

休憩 午前10時12分

再開 午前10時15分

○大野委員長 休憩前に引き続き、委員会を再開いたします。

◇

◎農務畜産課の審査

○大野委員長 ただいまから農務畜産課の審査に入ります。農務畜産課の皆様、お疲れさまです。

◇

◎議案第107号の説明、質疑、

討論、採決

○大野委員長 それでは、議案第107号 那須塩原

市青木ふるさと物産センター条例の一部改正についてを議題といたします。

執行部から議案の説明を簡潔にお願いいたします。

課長。

○君島農務畜産課長（議案第107号について説明。）

○大野委員長 説明が終わりましたので、質疑を許します。

齋藤委員。

○齋藤委員 今る条例の説明があったわけなんですけど、今回休館日の曜日を変えた、あるいは開館時間を3月1日から10月31日までを11月30日までにした。あと、開館の時間ですね、午前9時から6時までを8時半から午後5時まで、また、午前9時から5時までを8時30分から午後4時というふうに定めた理由についてお伺いしたいと思えます。

○大野委員長 課長。

○君島農務畜産課長 休館日は月曜日から火曜日に変えた、それから時間のほうということなんですけれども、こちらにつきましては、やはりこれまでの青木ふるさと物産センターの道の駅を利用させていただいている方からの声であったりとか、また、休館日につきましては、意外と月曜日というお休みが多分多い。多分旗日の関係だったりとかいろいろあるかと思うんですけれども、例えば土日来ていただいて、月曜日に帰る方が道の駅に寄って帰っていただくとか、そういったことも考えまして、月曜日は開館にするというような形を取りまして、翌日の火曜日を定休というような形で考えて、今回そのような形に変えさせていただきたいということになります。

○大野委員長 齋藤委員。

○齋藤委員 了解しました。一般のとおりの方々で

はなくて、宿泊とか、そういうのをなされる方にとってはやはり月曜日に立ち寄るという方があると思うので、この曜日変更は自分もいいんじゃないかなというふうに思うんです。この時間なんかは、やはり声を聞いてということだったんですが、アンケートとか、そういうきちっとしたものの声で決定をしたんでしょうか。

○大野委員長 課長。

○君島農務畜産課長 時間につきましても利用者の声というようところが通じるかと思うんですけれども、申し訳ありませんけれども、委員おっしゃいましたように、細かなアンケートというところは実施していないところが正直なところなんです。ただ、そのような形で運営していく中で、そういった声とかを拾わせていただいて、このような形につなげていければというふうに考えております。

○大野委員長 そのほか質疑ございますか。

鈴木委員。

○鈴木委員 38ページの別表第2の関係ですけれども、使用料の金額が建物が変わったから新たに決めたと思うんですけれども、どういう考え方でこういう金額になったかの説明をいただけますか。

○大野委員長 係長。

○青木農業振興係長 使用料の積算根拠みたいな話だと思うんですけれども、こちらは、まず財政課のほうの使用料をはじく計算表がございまして、こちらを使用して計算をしているところがございます。それで、そちらに入力する関係の項目としましては、当然建築費であったり、あとは備品関係で、そのような費用を計上しまして、あと耐用年数で計算しまして、どのくらいで改修ができるかというところを基に算定をさせていただいているところがございます。

以上です。

○大野委員長 鈴木委員。

○鈴木委員 建築費と備品関係、そうすると、トータルの建築費は今現在幾らでしたっけ。それから備品でトータル今幾らになっていますか。

○大野委員長 係長。

○青木農業振興係長 今回計算しましたまず建築費なんですけれども、こちら全体で約9億4,050万円というところなんですけれども、ここから補助金、交付金のほうを除きまして、建築費の市単独で負担をする額が約4億円となっています。そのほか、あと備品関係が約6,000万ということで、合計しますと市の負担につきましては約4億6,000万円強という形になります。

以上になります。

○大野委員長 鈴木委員。

○鈴木委員 今言いかけたと思うんですけれども、この4億6,000万を何年で元を取る、市としては回収できるかという考え方なのかなと思うんですけれども、その回収の考え方で、取りあえずその考え方をお示してください。

○大野委員長 係長。

○青木農業振興係長 ただいまの4億6,000万を今回使用料として取ります約1,700万、こちらで計算しますと、大体28年で回収できるという計算になってございます。

○大野委員長 鈴木委員。

○鈴木委員 使用料のこれはマルシェとか乳製品、レストラン、多目的スペースとかありますけれども、これは中の区分けであって、全体は4億6,000万を28年で回収と。細かい話になりますけれども、金利とか、そういったものはこういう場合加味しているのかどうかはどうなんですか、これは。

○大野委員長 係長。

○青木農業振興係長 金利とかという話なんですけれども、これは本当に単純にかかった額から使用

料を計算していますので、ちょっと今後の減価償却で、今後使用料をどうするかというところまでは加味せず、単純な計算で計算をしているところでございます。

○大野委員長 鈴木委員。

○鈴木委員 利益を出すわけではないんですけれども、民間でやると、28年間使っていくと、これはどうなっているかなと思うんですけれども、この維持修繕費とか、それとか水道光熱費とか、そういったものは借りている側が、水道光熱費は多分借りた側だろうと。これは想像ですけれども、これからお伺いしたいんですけれども、そういうものの負担はどちらかということの考えはどういうふうになっていますかね。この使用料を決めるに当たってちょっと参考にしたいんですけれども。

○大野委員長 係長。

○青木農業振興係長 まず、光熱費につきましてはテナント部分ですね。マルシェとかレストランですね、その辺あたりは使用する会社のほうで負担をするという形になっています。また、修繕等についてなんですけれども、市のほうで当然用意した備品ですね、こちらについては30万円未満の場合は使用者のほうで修繕ということで、30万円以上になった場合は市のほうでという形で協定のほうを結んでいるところでございます。

○大野委員長 鈴木委員。

○鈴木委員 あと2つぐらいちょっともう一度お伺いしたいんですけれども、これは市の規定の何か決まりの中の計算だということで、それは了解しました。例えばどこかのデベロッパーとか不動産屋さんが同じような施設を造ると、やはり利益も出さなきゃいけないと思うんですよね。そういった場合との比較をしたかどうか。多分割安になっているんだと思うんですけれども、そういう割安ってどれぐらいあるかというのはある程度理解、

周辺の調査をしたり、同じような面積だとどれぐらいで貸しているとか、そういったことは調べたりはしていましたか。調べていればどれぐらいの違いがあるかということをお伺いしたいんですけども。

○大野委員長 係長。

○青木農業振興係長 議員おっしゃるとおり、周辺の施設の状況についてはちょっと特に調査してないところがございます。

ただ、今回この使用料とかを設定する関係で、コンサル会社を入れていましたので、そちらのほうで適当な額ではないかというところは意見はいただいているところがございますが、ちょっと周辺の施設の金額については把握できてないというのが現状でございます。

○大野委員長 中村委員。

○中村委員 開館時間についてちょっと確認したいんですが、夏場は5時まで、そして冬場は4時半に閉館するわけなんですけど、レストランの営業というのは、ランチだけで、ディナーは全然営業されないという考えで取り組んでいるわけですか。

○大野委員長 係長。

○青木農業振興係長 御質問にもありましたレストランの営業なんですけれども、基本的にはランチの営業を考えてございます。ただ、夏場とか、ちょっと時期によると思うんですけども、あの辺、青木別邸とかもございますので、あの辺を生かしたちょっとイベントなども考えながら、夜限定のちょっとディナー、イベント限定にはなるんですけども、そういうところを開館しまして、ちょっとお客さんを呼ぶような取組はしたいと考えてございます。

○大野委員長 中村委員。

○中村委員 そういった場合には、また条例の変更をするわけですか。時間、そのイベントをやると

きに関して、今回うたっていませんよね。そうしたものを来年の完成した暁には、また追加案件でこういう条例の変更を行わなければいけないということになりますね。

○大野委員長 係長。

○青木農業振興係長 今回のような単発の場合、条例の変更が必要かというところなんですけれども、条例の中に使用者のほうから申請があって、市が認める場合は時間を変更できるという条文がございますので、そちらの届出をいただいて、市のほうで決定をして、時間をその時期だけ変更するという事は可能となっております。

○大野委員長 中村委員。

○中村委員 どのようなレストランが出店されるか我々はまだ想像つかないんですが、ある程度有名なレストランを営業される方でしたら、ランチ、ディナー、これはもう当然やっていくのが普通営業システムの一環ではないかと思っているんですが、ランチだけで営業採算大丈夫なんですか。

○大野委員長 係長。

○青木農業振興係長 ランチだけで営業が大丈夫かというところなんですけれども、昨年度、設立準備に向けまして、いろいろコンサルのほうも入れまして事業計画も立てさせていただきました。やはり地域柄というものもあるんですけども、青木地区の場合は結構夜のほうが開散とするというわけではないんですけども、あちらで営業した場合に、逆に夜営業を毎日した場合、ちょっと利益が取るのが難しいかなという判断もございまして、今回お答えしたようにお昼だけの営業をまずさせていただいて、イベント的に夜も集客のためにやっという形で決定をしたところでございます。

○大野委員長 そのほかございますか。

山形委員。

○山形委員 ありがとうございます。

今回新たに多目的スペースというふうなことが書いてあります。この使用用途をどういうふうなことで多目的スペースの定義を決めているのかお願いします。

○大野委員長 係長。

○青木農業振興係長 多目的スペースの使い方なんですけれども、まずは一般的な地域の方の会合であったり、そういうところもありますけれども、一番は、あちらにつきましては簡単な料理とかもできる場所がございますので、指定管理を受けた会社であったり、市も含めてなんですけれども、そういうところでワークショップを開いたりとか、あとは直売所に出荷する農家さんとお客様たちの交流の場であったりとか、いろいろな使い方ができるかなということで、そのような名称もつけさせていていただいたところでございます。

○大野委員長 山形委員。

○山形委員 そうすると様々な使い方ができるというふうなことで理解しました。この使用料を月額、日額ということで、県内の方、市外の方全て一緒というふうなことの理解でよろしいんですか。

○大野委員長 係長。

○青木農業振興係長 今回県内、市外とかその辺の区分は分けてはおりませんので、同一の金額となります。

○大野委員長 山形委員。

○山形委員 そうすると、レストランとかで長期になると、月額、例えば長期にわたると、その使用料をある程度減免してあげるとか、そういうふうな考えはないんですか。レストランですと、例えば月だけということはまずあり得ないと思うんですよ。長い1年借りると、その月額が少しお安くなるというふうなことはあるのかどうか。

○大野委員長 係長。

○青木農業振興係長 レストランのほうを長期に使うと減額があるのかというところでございますが、レストラン、マルシェ、乳製品関係なんですけれども、こちらは月額この金額でして、1年間使っても減額等はございません。

○大野委員長 山形委員。

○山形委員 この施設区分でマルシェというふうなことで、くくりがどういうふうなことで、イメージすると、今までは物産のものとか直売所というふうな感じなんですけど、このマルシェと書いてあると、皆さん考え方の捉え方によってはなかなかあれなのかなと思うんですが、マルシェというのはどういうふうなことをする場所ということで理解すればよろしいですか。

○大野委員長 係長。

○青木農業振興係長 マルシェについてなんですけれども、マルシェという言葉は使っておりますが、内容としましては、まず農畜産物の直売所、あとは、今回乳製品工房を造るんですけれども、そこで作ったものの出荷のほかにも、やはり那須塩原市、乳製品の盛んなまちというところでもありますので、近隣のチーズ工房さんであったり、その辺の乳製品を集めたちょっと乳製品販売所というんですか、ヨーグルト、チーズとかのそういう物販関係、あとは一般的なお土産関係の、こちら大まかに言いますと3点ですね、こちらを販売するような施設となつてございます。

○大野委員長 山形委員。

○山形委員 以前ですと、直売所のところに、前回で見ると年額5,000円で自動販売機1台につきというふうなことが書いてあります。今回書いてないということになると、道の駅ではもう自動販売機は次回は立てないという理解でよろしいんですか。

○大野委員長 係長。

○三山農業振興係主査（係長級） 自動販売機についてなんですけれども、以前は月額幾らというような形の取決めがあったんですが、今自動販売機もサイズがいろいろ出てきておりますものですから、面積に応じて行政財産使用料と同じような考え方で使用料のほうを取って、置いていただくというような考え方で現在のところはおります。

○大野委員長 そのほか質疑ございますか。

〔「ありません」と言う人あり〕

○大野委員長 質疑の途中ですが、議員間討議に入ります。

討議すべき点、あるいは委員からの意見はございますか。

〔発言する人なし〕

○大野委員長 ないようですので、議員間討議及び質疑を終了したいと思います。異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○大野委員長 異議がないものと認め、質疑を終了いたします。

討論はございますか。

〔「ありません」と言う人あり〕

○大野委員長 ないようですので、討論を終了したいと思います。異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○大野委員長 異議がないものと認め、討論を終了し、これより採決いたします。

議案第107号 那須塩原市青木ふるさと物産センター条例の一部改正については、原案のとおり可決すべきものとするに異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○大野委員長 異議がないものと認めます。

よって、議案第107号については原案のとおり可決すべきものと決しました。

◇

◎議案第116号の説明、質疑、

討論、採決

○大野委員長 次に、議案第116号 公の施設の指定管理者の指定についてを議題といたします。

執行部から議案の説明を簡潔にお願いいたします。

課長。

○君島農務畜産課長（議案第116号について説明。）

○大野委員長 説明が終わりましたので、質疑を許します。

山形委員。

○山形委員 5番の選定団体の概要というふうなところに書いてあって、アイウエですよ。議案資料のほうで、地域振興のための交流事業やイベントの企画立案及び運営、この交流事業とイベント企画、具体的にどのような考えを持っているのかお伺いします。

○大野委員長 係長。

○青木農業振興係長 地域振興のための交流事業やイベントの具体的なところでございますけれども、今一番考えているのは、具体的かどうかはちょっと何とも言えないんですけれども、あちらの道の駅につきましては、やっぱり国の重要文化財であります青木別邸がありまして、またそのほかにも芝生広場、ハンナガーデンと大変観光等にも有効な施設がございます。そちらの一体的な利用と申しますか、青木別邸等も踏まえまして、そちらに人たちが集まっていたりするような事業のほうを今後具体的に検討していきたいという段階でございます。

○大野委員長 山形委員。

○山形委員 選定理由の中で、市の施策を具現化する

るというふうなことなんです、市の施策を具現化ということで、市の施策はどのような施策なのかお伺いします。

○大野委員長 課長補佐。

○宇賀神農務畜産課長補佐 こちら再整備の念頭から目標にしていたのは食、そして農、そして新たな観光の拠点、これの発信地というところで決めています。こういったことができるだけ民間の力を借りながら、市の業務に取りかかるに当たっては具現化するということで、今までになかった例えば観光ですとか、ここを拠点としてというのはなかなか見えてこなかったところもありますので、なおかつ農業、これに関しても酪農業、これを拠点とするような施設というのがなかったものですから、加工施設というところでも乳製品の加工所というところも含めていますので、そういったものを実現できるような施策というところになります。

○大野委員長 山形委員。

○山形委員 はい、分かりました。指定管理者になる団体ということで、株式会社明治の森市場ということで、こちら雇用される人数、あとは地元の方がどれぐらい雇用されるのかなというところも期待する部分があるんですが、そういうふうな雇用形態、何人ぐらい従業員数があるのかというふうな具体的なことは今の段階でお分かりですか。

○大野委員長 係長。

○青木農業振興係長 今回委託する会社の社員の人数等なんですけれども、こちらは第三セクターのほうを立ち上げるときに、収支計画と事業計画のほうを立てさせていただきまして、その計画の段階では、正社員とパートさんを含めてですけれども、およそ30名ちょっとというところでスタートを考えてございます。

○大野委員長 中村委員。

○中村委員 ちょっと単純な話をお聞きしたいんですが、この指定管理者に対する年額の金額は揭示されてないんですが、これは無料でこの人たちは運営していただけるんですか、その管理運営を。

○大野委員長 課長。

○君島農務畜産課長 この後、補正予算の中で債務負担行為の追加ということで、指定管理に係るということで、このふるさと物産センター、それから、次の117号の地域資源総合管理施設のアグリパル塩原につきまして債務負担行為の設定ということで補正という形で、この後審議をいただく予定になっております。

ちなみに、そうしますと、この後御説明させていただきます、例えば青木ふるさと物産センター管理運営ですと、3年間比較ということで債務負担行為で3,275万4,000円、ちなみに地域資源総合管理施設管理運営ということで、こちら3年間なんですけれども、4,182万9,000円ということで、債務負担行為のほうを指定管理者制度に係るものということで追加補正というようなことで、この後審議をいただく予定になっております。

○大野委員長 よろしいですか。

そのほか。

鈴木委員。

○鈴木委員 中村委員のほうから指定管理料というのがこの後出てくるということですが、単純には、先ほど9億4,000万で建物と、それから備品とで、そのうち4億ぐらい補助があったので、残りを市が市単独で出していると。その回収が28年間でという話だったと思うんですけれども、市としては、この運営に関してかかるのは、収支だけちょっと考えたんですけれども、この管理者に対する支払いが出てくる、支出が出ていると思うんですけど、あと修繕費なんかも今後出ていくと。

それから、場合によっては、さっきの賃料があるんだけれども、レストラン借りない人がいるとか、どこかマルシェ借りないことに対して賃料は減らんじゃないかということのマイナス要因があったときに、市としてはプラスばかりではなくて、赤字になる可能性というのはどこにあるか、まずそこをちょっとお伺いしたいんですけどね。回収ができなくなるような状況って、どういう状況がある。すみません、これは質疑はあれか、管理だよ。管理の話なんだけれども、そういうことについては、この管理者はどういうふうに管理を任せられるのか、市に対する収支の関係で、この管理者というのはそういうことはどういうふうに、この指定管理者はそういうことは考えてくれるのかどうかということですね。

○大野委員長 課長。

○君島農務畜産課長 答えになるかあれなんですけれども、今回の指定管理につきましては明治の森市場さんをお願いする。そうしますと、実際にさっきのマルシェ、それから乳製品製造室、それからもう一つレストランですか、そこについてはその明治の森市場さんのほうで全て運営をするような形になります。ですから、これまでの青木ふるさと物産センターに場貸しといいますか、スペース貸しではなくてということですので、鈴木委員がおっしゃいましたように、例えば元のところであれば観光、パンの加工販売のところ空きが出るとか、そういったところは考えないといいますか、全てその明治の森市場さんのほうで一括で運営していただくことによって、横串を通すような形で運営をすることによって、そういったところをしていきながらやっていけないかというような形で計画をつくり、そのような形で今後運営をしていきたいというような考えで動いているということでございます。

○大野委員長 鈴木委員。

○鈴木委員 この後も債務負担行為が出るということなんですけれども、ここでもし聞かなくて、ほかで聞ければまたそれはいいんですけれども、単純に市が建物をつくりました。減価償却に見合うように賃貸料も条例で決めました。だけど、回収ができないときの、運営の仕方によって、ここに運営を任せただけでも、しかも建物以外で運営費を払っているわけですよ。そうすると、また追加で出していくんだけれども、市民としては、これは福祉事業ではない。福祉事業はゼロではないかもしれませんが、やっぱり投資したら回収を考えているのかということも含めて、いや、そうじゃないんだよ。農業団体の活性化のために使っているから回収はしなくてもいいのかということも、そこはここではちょっと聞けないと思うんですけども、管理運営を任せるということになる、そういう赤字が出ない経営をしていただくということをこの会社をお願いしているんじゃないかと思うんですね。だから、そのときに赤字が出る可能性がないのかどうかというマイナス面、またはこういう状態になると、市のほうにうまく収入面が入ってくるような、そういうことは明治の森、この会社はそういったことまで考え、ここには何かそういうことも書いてないんですけども、管理運営を任せるということは、採算性まで考えたりはしない。ここにはお願いしないんですか。

○大野委員長 課長。

○君島農務畜産課長 繰り返しになってしまう部分もあるかと思うんですけども、当然に今委員がおっしゃったようなところというのは考えながら、当然にこれまでに足銀総研さんのほうに事業計画案のほうを作成、一緒になってさせていただいて、それで、この明治の森市場さんにつきましては第

三セクターというような会社形態を取って、当然に公的な分、それから民的な分を両方生かしながら運営をしていくというようなことで考えて、当然に鈴木委員がおっしゃいますように、赤になったりだとか、例えば回収できない分があるのかというところは当然クリアするような形で、先ほどの建築費に対しまして28年ほどでペイができるところも含めて、そんな形で考えている。

ただ、当然、それはあくまでも今現在の計画の段階ですので、この後何が起こるか分からないというところは当然に含まれていますけれども、そのような形の考え方で組立てをしておきまして、前に進めればというふうに考えているところです。

○大野委員長 鈴木委員。

○鈴木委員 その赤字の責任を取るの、市は当然最終的には取るんですけれども、管理運営を任せるわけですね。そこがこの会社は全然収支のことは考えなくはないと思うんですけれども、この会社はずっと賃貸料を赤字になっても払い続けるような委託指定との関係はそうにはならないのかなと思うんですけれども、もう一度そこがちょっと気になるんですけれども。

○大野委員長 課長。

○君島農務畜産課長 当然に今委員がおっしゃいましたように、赤字になっては当然まずい話ですので、そのために指定管理者にうちのほうは例えば運営管理を任せるところはありますけれども、その中では当然にお互いがキャッチボールしながら、当然施設についてはいいものにしていかなきゃならないという、市側とすれば指導監督という意味も含まれているわけですね。そういったところを含みながら運営をしていく。それはこの青木ふるさと物産センターに限らず、ほかの指定管理施設についても当然同じ考え方ということかと思えます。

○大野委員長 そのほかございますか。大丈夫ですか。

〔「ありません」と言う人あり〕

○大野委員長 質疑の途中ですが、議員間討議に入ります。

討議すべき点、あるいは委員から御意見はございますか。

〔「ありません」と言う人あり〕

○大野委員長 ないようですので、議員間討議及び質疑を終了したいと思います。異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○大野委員長 異議がないものと認め、質疑を終了いたします。

討論はございますか。

〔「ありません」と言う人あり〕

○大野委員長 ないようですので、討論を終結したいと思います。異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○大野委員長 異議がないものと認め、討論を終結し、これより採決いたします。

議案第116号 公の施設の指定管理者の指定については、原案のとおり可決すべきものとするに異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○大野委員長 異議がないものと認めます。

よって、議案第116号については原案のとおり可決すべきものと決しました。

—————◇—————

◎議案第117号の説明、質疑、 討論、採決

○大野委員長 次に、議案第117号 公の施設の指定管理者の指定についてを議題といたします。

執行部から議案の説明を簡潔にお願いいたします。

課長。

○君島農務畜産課長 （議案第117号について説明。）

○大野委員長 説明が終わりましたので、質疑を許します。

質疑ございませんか。

山形委員。

○山形委員 選定理由の中で、農林水産物等ということなのですが、農畜産物は何となく塩原に合ってるなという気はするんですけども、水産物というふうになると、水なもので、なかなかちょっと理解しにくいんですが、その辺はどういうふうなことなのかお伺いします。

○大野委員長 係長。

○青木農業振興係長 水産物につきましては、海ではなくて、川の魚であったりとか、そういうものを想定して、このような表記をさせていただいております。

○大野委員長 山形委員。

○山形委員 選定結果、株式会社アグリパル、長年やっていただいているんですが、選定した団体というか、選定理由も書いてあるんですが、アグリパル塩原さん以外には申込みみたいのはなかったのか、その辺の経緯をもう一度詳しく教えていただけますか。

○大野委員長 課長。

○君島農務畜産課長 すみません、議案資料の60ページにもありますけれども、選定理由ということで、農業振興及び地域の振興を図る拠点ということで、まさに関谷地区周辺の農業の関係者であったりとかという形の皆さんが集まり、そこを拠点として自分たちの野菜であったりとか、クッキーなんかを作りながらということで作って上げて

いるような施設の状況であるということをお考えますと、ほかの団体と申しますか、そういった方が入るような形というのはなかったというようなことが言えるかと思えます。

○大野委員長 そのほかございますか。

鈴木委員。

○鈴木委員 先ほどの青木とはまた違って、ここは今までやっていたところだと思うんですね。だから、経営の実績があつての話だと思うんですけども、どうもちょっとこういう指定管理の考え方がまだ頭で理解できてないから、ちょっとかみ合わないのかなというところが自分にもちょっとあるんですけども、ここは市の収支という考え方でいくと、どうなんですか、やはり同じように賃料を取って……指定管理者の選定なんだな。指定なんだよね。逆に言うと、今までの、じゃ、ここは指定管理をしてきたわけだけれども、そういう収支関係の経営に関してはどういう状態であったのか。経営状態ね、どういう運営をしてきた実績があるのかだけちょっと御説明いただけますか。

○大野委員長 係長。

○青木農業振興係長 アグリパル塩原の経営状況なんですけれども、こちら毎年決算書のほうを見させていただきまして、まずは純利益等があるかどうかというのがまず1点なんですけれども、そのほかにもちょっと支出のほうを見させてもらって、仮にこの支出が何か月間かできないときに、支払い能力があるかというところで現金の保有というか、その辺も一応確認はさせていただきながら判断はしているところでございます。

○大野委員長 鈴木委員。

○鈴木委員 ありがとうございます。

その経営状態というのは会社の形式になっていると思うので、ざっくり考えて、どういう数字的に収支が、利益がどういうふうに出ててというあ

たりを御説明いただけますか。

○大野委員長 係長。

○青木農業振興係長 利益についてなんですけれども、令和2年にコロナがあったときは、一時期ちょっと収支につきましては赤字という形にはなったんですけれども、その1年以外は黒字のほうで経営はしているというところがございます。

○大野委員長 鈴木委員。

○鈴木委員 会社なので、多分資産の部と負債みたいなバランス表があるかと思うんですけれども、それについては、負債はなくて、資産超過になっていると思うんですけれども、そこはどうなっていますかね。

○大野委員長 暫時休憩します。

休憩 午前11時00分

再開 午前11時01分

○大野委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。
係長。

○三山農業振興係主査 貸借対照表の関係なんですけれども、こちらの法人のほうで長期借入れも若干ございます。それから、当然株主さんのほうからお預かりしている資本金というのも負債側のほうのバランスに入ってくるかと思しますので、そこでのバランスが今ちょうど取れているような状況というふうなお答えで大丈夫でしょうか。現金、預金のほうも当然あるんですけれども、資産超過でもないですし、負債超過でもないというような形でこちらは捉えているというふうに考えていただければと思うんですが。

○大野委員長 よろしいですか。

その他ないようですので、質疑の途中ですが、議員間討議に入ります。

討議すべき点、あるいは委員からの意見はございますか。

〔「ありません」と言う人あり〕

○大野委員長 ないようですので、議員間討議及び質疑を終了したいと思います。異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○大野委員長 異議がないものと認め、質疑を終了いたします。

討論はございますか。

〔「ありません」と言う人あり〕

○大野委員長 ないようですので、討論を終結したいと思います。異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○大野委員長 異議がないものと認め、討論を終結し、これより採決いたします。

議案第117号 公の施設の指定管理者の指定については、原案のとおり可決すべきものとするに異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○大野委員長 異議がないものと認めます。

よって、議案第117号については原案のとおり可決すべきものと決しました。

ここで、会議の途中ですが、休憩を挟みます。会議の再開は11時15分です。

休憩 午前11時03分

再開 午前11時15分

○大野委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

ここで、建設経済常任委員会を予算常任委員会(第三分科会)に切り替えて審査を行います。

◇

◎議案第122号の説明、質疑、

討論、採決

○大野委員長 議案第122号 令和5年度那須塩原市一般会計補正予算（第7号）を議題といたします。

執行部から議案の説明を簡潔にお願いいたします。

課長。

○君島農務畜産課長 （議案第122号について説明。）

○大野委員長 説明が終わりましたので、質疑を許します。

小島副委員長。

○小島副委員長 今の執行計画書の11ページの畑地化促進事業に伴う土地改良地区除外決済金ということですが、具体的にどちらの地域でこの決済金を支出するのかお伺いいたします。

○大野委員長 課長。

○君島農務畜産課長 申し訳ありませんでした。大きく地区のような形でよろしいでしょうか。東那須野地区、それからあとは高林のほうですか、それから黒磯のほうと、そんな形で予定をしております。

○大野委員長 小島副委員長。

○小島副委員長 土地改良地区除外ということで、土地改良区だけの畑地化、いっぱい今回水田転作で畑地化の補助金の申請は出ていると思うんですが、今回のこの予算というのは土地改良区だけの畑地化の申請という考え方ですか、確認したいと思います。

○大野委員長 課長。

○君島農務畜産課長 やはり委員おっしゃいますように、土地改良区に入っている農家の方、それから入ってなくて自分たちで井戸を掘って、それを

利用している農家の方が畑地化のこの事業に取り組むといった場合に、委員おっしゃいますように、土地改良区に属している方が畑地化に取り組む、これに対して決済金を払いますよという、そういった農家の方を対象にしているということになります。このような補正という形で取らせていただいているということでございます。

○大野委員長 小島副委員長。

○小島副委員長 畑地化については、今回かなり要望が出てきまして、国でも補正という形で全員までできなかったということが、今回かなり補正で、今回要望した方については全てこの補助金が出るような方向だということですが、本市においてこの畑地化の事業で全部要望に応えられているのかどうかお伺いしたいと思います。

○大野委員長 課長。

○君島農務畜産課長 委員おっしゃいますように、今回の補正部分というのは2次採択というんですかね、そこまでの方で、1次のときに採択されなかった方もいらっしゃるんですが、今回含めると、うちのほうで手挙げするといいますか、そういった方については採択をされるというような形で進んでいるということでございます。

○大野委員長 小島副委員長。

○小島副委員長 要望に全て応えられているのかどうかというのがちょっとそこが確認したいところなんですけれども、かなり大きな要望が出てきて、国では全部に応えられなかったというようなことなんですけれども、市では今回のやつで応えられているのかどうかというところをちょっと確認したいと思います。

○大野委員長 課長。

○君島農務畜産課長 本市の場合につきましては、委員おっしゃるように、応えられてない分というのはこれまでもありましたけれども、流れの中で。

ただ、市の場合につきましては応えられているような形で補正をさせていただいて、前へ進んでいければというような状況になっております。

○小島副委員長 分かりました。

○大野委員長 同じところで関連する質疑はございますか。

鈴木委員。

○鈴木委員 まず初めに、課長のちょっと聞き取れないときがあるので、ゆっくり説明をしてください。

この3,200万というのは大きいのか、小さいのかもちょっと自分でも判断がつきにくいんですけども、これの算出方法をちょっと御説明いただけますか。金額の算出根拠と併せてね。

○大野委員長 課長。

○君島農務畜産課長 考え方としましては、上限があるんですけども、1反歩当たり25万円ということになっております。それに対しまして面積で掛けますと、今回補正をさせていただきたいというような形の金額になってくるような組立てになっております。

○大野委員長 鈴木委員。

○鈴木委員 この区域に入っている人が畑地化をすることによって支払う金額のこれは何割ぐらいに該当するんですか。100%ですか。

○大野委員長 課長。

○君島農務畜産課長 ざっくりしたところのあれで申し訳ないんですけども、上限が25万円で、委員がおっしゃる全てそれのみ込めているかというのみ込めてないのが状況のようです。それから、1反歩当たり大体50万円前後ぐらいの決済金が必要になっているということのようです。ですから、仮に50万円ですと、上限25万円になりますので、25万円につきましては自分の負担があると。ですから、大体2分の1ぐらいの見当になるのか

なということでございます。

○大野委員長 鈴木委員。

○鈴木委員 割り算すれば出てくるんですけども、この金額になった、予算を立てた金額の算出根拠としての計算、つまりどういうふうに面積を見込んだのかというあたりも御説明願えますか。

○大野委員長 課長。

○君島農務畜産課長 こちらの数字のほうなんですけれども、先ほど小島委員からもありましたように、ずっと年度当初から進んでいる中で、当然うちのほうもこの事業自体のほうを使えますか、使えませんかじゃないですけども、その辺を調査させていただいて、それで、その辺がまとまりまして、今回補正というような形で予算のほうを計上できればということ考えているものです。

○大野委員長 鈴木委員。

○鈴木委員 すみません、財源は説明、もしあったら聞き漏らしちゃったんですけども、これは市単独なのか、国からの支援、補助があるのか。

○大野委員長 課長。

○君島農務畜産課長 全て10分の10の補助になっております。ですから、市のほうからの持ち出しはないような形の事業になっております。

○大野委員長 鈴木委員。

○鈴木委員 国がこういう農地を畑にして、土地改良区から出るときの支援するという、国のそのメニューというんですかね、そういった趣旨のメニューってどういう趣旨で国は出してくれる。見つけたんでしょうけれども、どういう趣旨なのか、そこだけ最後1点お伺いできますか。

○大野委員長 課長。

○君島農務畜産課長 こちらにつきましては、市のほうですと水田再生協議会が事務局が窓口になってます。ということは、昔で言う転作の関係ですかね。水田を畑地という形で利用のほうの転換を

していただくということで、今回国のほうでこのような形の、繰り返しになるんですけれども、畑地化に取り組むという形の農家の方に円滑にそれが進んでいくようにということで、1つのメニューとしての土地改良区地区除外決済金支援ということで、上限25万円、1反歩当たりですね、ということメニューを設けたということでございます。

○大野委員長 同じところで関連する質疑はございますか。

〔発言する人なし〕

○大野委員長 なければ、違うところで質疑はございますか。

〔発言する人なし〕

○大野委員長 質疑の途中ですが、議員間討議に入ります。

討議すべき点、あるいは委員からの意見はございますか。

〔「ありません」と言う人あり〕

○大野委員長 ないようですので、議員間討議及び質疑を終了したいと思います。異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○大野委員長 異議がないものと認め、質疑を終了いたします。

討論はございますか。

〔「ありません」と言う人あり〕

○大野委員長 ないようですので、討論を終了したいと思います。異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○大野委員長 異議がないものと認め、討論を終了し、これより採決いたします。

議案第122号 令和5年度那須塩原市一般会計補正予算（第7号）は、原案のとおり可決すべきものとするに異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○大野委員長 異議がないものと認めます。

よって、議案第122号については原案のとおり可決すべきものと決しました。

農務畜産課所管の審査事項は以上となります。

ここで、休憩といたします。

会議の再開は11時35分になります。

休憩 午前11時31分

再開 午前11時35分

○大野委員長 休憩前に引き続き、委員会を再開いたします。

◇

◎商工観光課の審査

○大野委員長 ただいまから商工観光課の審査に入ります。商工観光課の皆様、お疲れさまです。

◇

◎議案第118号の説明、質疑、

討論、採決

○大野委員長 それでは、議案第118号 公の施設の指定管理者の指定についてを議題といたします。

執行部から議案の説明を簡潔にお願いいたします。

課長。

○波多腰商工観光課長 （議案第118号について説明。）

○大野委員長 説明が終わりましたので、質疑を許します。

鈴木委員。

○鈴木委員 選定理由に、適切な施設管理と集客のための企画力が必要であり、それらを遂行し得る能力ある団体と認めて選定したということだと思うんですけども、出来上がってから不幸なことにコロナが入ってしまって、たまに行ったら、がららのときにたまたま行っていたのかもしれませんが、実績があるので、こういった企画力、集客力があるとみなした実績などの御説明をちょっといただけますか。

○大野委員長 館長。

○石塚まちなか交流センター館長 ただいまの御質問にお答えしたいと思います。

御存じのように、当該施設、令和元年の7月にオープンした施設でございます。現在まで当然のことながら市の直営でやっているわけでございますけれども、その間、今現在指定管理者として選定しようとしている黒磯駅前活性化委員会が令和3年の10月から、丸2年間になりますかね。2年間ほど市の事業の事務の一部を委託ということで、委託事業者として駅前活性化委員会に市から委託をしているところでございます。

先ほど議員御指摘のように、オープン後、約1年もたたないうちからコロナに見舞われまして、非常に様々な制限の中、時には一時的な期間を休館にしたり、議員が御来館いただくときには恐らくあまり人がいなかったと、そういったところかと思えます。その後、ある程度落ち着いた中で、令和4年から制限をすることがなく、9時から9時半までの開館時間の中で様々な催しをしているんですけども、来館者の数だけで、まずお話をさせていただくと、オープン当時はもう年間2万人台でございました。それが令和4年度からは約4万人、今年、令和5年度については5万人を超えるぐらいの年間の来館者を今見込んでおります。

この駅前活性化委員会についてでございますけ

れども、平成19年度にこの駅前を何とか活性化させる方法がないかということで設立をいたしました地域の団体でございます。様々な紆余曲折の中で、当時駅前にカワツタ家というまちづくりをするための拠点となる施設、こちらのほうをこの駅前活性化委員会のほうで運営していたと。

その後、市のほうとのいろんな協議の中で、この交流センターができたという経緯があるわけでございますけれども、今、年間を通じて様々なイベントを実施しております、例えばですけども、マルクト広場、年6回、これは隔月で実施をしているものがございます。それから、キャンドルナイトという、これも大きなイベントですけども、6月と12月の年2回、さらにはもったいない市というものをやっております。これは年1回で10月です。それ以外に恐らく御来館いただいたことがあるんじゃないかと思うんですが、例えばスーパーカーのフェスティバルとか、旧車のフェスティバル、そういったものを実施しております。いずれのイベントも来客数からいきますと、四、五百人ぐらいは見込めているということで、この駅前活性化委員会につきましては、毎週金曜日に会議を開いて、様々なイベントの企画とか、そういった話合いをしているということで、長くなりましたけれども、選定理由の一つとして述べさせていただきます。

以上です。

○大野委員長 そのほか質疑ございますか。

山形委員。

○山形委員 分かりました。設立年月日は令和元年の5月7日ということで、主な事業というように書いてあります。一般社団法人黒磯駅前活性化委員会、こちらメンバーって何人ぐらいいらっしゃるんですか。

○大野委員長 館長。

○石塚まちなか交流センター館長 設立当時が約15名ほどおりました。当然その後増減はありますけれども、おおむねそのぐらいで推移をしております。さらに付け加えさせていただきます。今現在一部委託ということで、そのメンバーの一部も施設の委託の管理運営のほうに携わってもらっているんですが、施設のほうでは現在のところ12名ということでやっているところでございます。

○大野委員長 そのほかございますか。

〔発言する人なし〕

○大野委員長 質疑の途中ですが、議員間討議に入ります。

討議すべき点、あるいは委員から意見はございますか。

〔「ありません」と言う人あり〕

○大野委員長 ないようですので、議員間討議及び質疑を終了したいと思います。異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○大野委員長 異議がないものと認め、質疑を終了いたします。

討論はございますか。

〔「ありません」と言う人あり〕

○大野委員長 ないようですので、討論を終結したいと思います。異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○大野委員長 異議がないものと認め、討論を終結し、これより採決いたします。

議案第118号 公の施設の指定管理者の指定については、原案のとおり可決すべきものとすることに異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○大野委員長 異議がないものと認めます。

よって、議案第118号については原案のとおり可決すべきものと決しました。

ここで、建設経済常任委員会を予算常任委員会（第三分科会）に切り替えて審査を行います。

—————◇—————

◎議案第122号の説明、質疑、

討論、採決

○大野委員長 議案第122号 令和5年度那須塩原市一般会計補正予算（第7号）を議題といたします。

執行部から議案の説明を簡潔にお願いいたします。

課長。

○波多腰商工観光課長 （議案第122号について説明。）

○大野委員長 説明が終わりましたので、質疑を許します。

鈴木委員。

○鈴木委員 そうしましたら、産業団地の砂利の検査の件なんですけれども、今回その予算を取る。検査をして、もともとあった石ではないということのために成分検査をするということなんですけれども、仮というか、そのトンネル工事と同じ成分で、あそこから来た石だということが成分上合致したというふうに出たとして、それは今後市としてはどういうことにそのデータを用いようとしているのか、このお金をかけてですね。そこをもう一度明確に御説明いただきたいと思います。

○大野委員長 課長。

○波多腰商工観光課長 那須高林産業団地の碎石の成分分析についてなんです。今回この成果をどのように活用しようかという御質問かと思うんですけれども、議員おっしゃるとおり、我々としては塩原のトンネルの可能性が高いというところについては、まず出てきている碎石の特徴的なもの

で、要は土建業をやっている方の経験則からすると、塩原のトンネルの可能性が高いのではないかというお話は聞いておりますけれども、それが今までの調査をした結果では確定はできていないというところになってます。

仮にその塩原の可能性が高いと今回の分析の結果で出た場合は、これまでも市としてはそのトンネルの施工工事業者等に聞き取りはさせていただいていますが、引き続きこれまでも県や土地開発公社におかれまして御協力はいただいているところですが、やはりその可能性が高いという結果が出たら、さらにその一番トンネル工事を発注した県のほうに、こういった状況が結果として出るので、そのトンネル工事の発注者としても原因の特定についてさらなる協力をいただけないかというお話をする際に使えないかなというふうに考えているところでございます。

○大野委員長 鈴木委員。

○鈴木委員 つまり那須塩原市民の多分多くの人は、もうトンネル工事から出たものだろうというふうに思っていて、今回何億という立地企業に対して補償をしているところですよ。もう実際お金を支払っているということだと思うんですけども、そういう状況に対して今の県のスタンスはどういうスタンスなのか、どういう考え方なのか。今までも説明受けています。瑕疵担保責任は2年だから、もう全く県としては、売り主としては法律的には何の責任もないんだと、そういうスタンスでまずいるのか。その上で、これがやはりトンネル工事が出てきたものとなったときに、県に対して改めて損害賠償ができるのか。または県が協力してくれて、その事業者を特定することに協力してくれて、ある意味悪意があったかもしれないかどうかは、そこまではちょっとここでは言えないんですけども、それをやった。本来は30cm以下で

したっけ。じゃないものを運んだところを特定して、その事業者を追及することに対して、県も協力していただきたいというところに話を持っていきたいんだと思っているんですけども、そこについて県の考え方、それから弁護士さんも含めて、そのあたりをもうちょっとどれぐらい活用できるのかという御説明をいただけますか。

○大野委員長 課長。

○波多腰商工観光課長 まず、ひとつ現段階での県の考え方の部分ですけれども、これはこれまでもほかの議会の答弁等の中でも御説明してきましたとおり、まず、当時トンネル工事の資料についての提供を求めていた中では、その当時の書類については保存年限経過のため廃棄しているのではないというようなお答えをいただいています。当然ある資料については、例えば当時のトンネル工事の施工したときのパンフレットとか、そういった資料等は頂いておりますけれども、例えば工事写真とか、そういったものがないというようなところまでのお話は聞いている段階であって、それ以上県のほうとして、例えば当時の工事の中で今回出てきているものが運び込まれたかどうかまでを確認するような意思までは示されてはおりません。県としてはそのような考え方でいるのだという認識を持っています。

それから、じゃ、今後どのように県のほうに求めていくのかというところについては、先ほど議員がおっしゃったとおり、それで今回分析調査をやって、塩原のトンネルの付近が高いという結果が出たとすれば、我々としては当時の要は業者さんですね、運び込んだと思われる業者さん、その原因を究明するということについて協力をお願いしたいというふうに考えているという考えでございます。

○大野委員長 鈴木委員。

○鈴木委員 県の立場だと、提出された書類にそういった写真とか、そういうのがなければ、土木事務所の担当管理官も分からないわけですよね。現場で見ない限り分からない。悪意があって出していれば、そんな30cmに砕いて入れなきゃいけないものを、わざわざそっくりそのまま写真を撮って運びましたと言う業者もいるわけではないので、そうすると、県のその工事担当者も分からなかった。5年はたっているから問題はないことで処理しましたというスタンスになるのは、もうそれは当然というか、自然の流れだと思うんですよね。何も問題なく工事が終わったと。それを今から、これはその工事の段階で出てきたんじゃないかと言われても、県もすごく困るんじゃないかなという、県の立場だとね。そこはちょっと分かるところなんですけれども。

それにしても、5年以上も工事からたっていて、ちょっと話が変わってしまうんですけれども、1年ぐらい成分分析に期間を取っているんですけれども、それじゃなくても、もうこのことが分かってから、問題になってから1年たつ、もう1年ぐらいたつわけですよね。要するにそういった状況証拠みたいなものがどんどん薄れていってしまったり、そのときの職員なんかもどんどんいなくなってしまうので、本当は早いほうがいいと思うんですよ。

この成分検査において、本来出せば、例えば1か月でできますよとか、そのあたりはどういうふうに考えていますかね。

○大野委員長 課長。

○波多腰商工観光課長 この委託の期間についてなんですけれども、先ほど御説明したとおり1年程度かかるということで、今のところ把握しておりますけれども、これは今回、先ほども申し上げました幾つかの場所から出土しているサンプルを相

当数、今想定しているのは最大100程度のサンプルを作成して比較をしていくという作業をするわけなんですけれども、どうしても精度を高めるためには、ある程度のサンプル数をやらないと精度が高められないというところがございます、そうすると、どうしても最大100程度のサンプルということになりますと、岩石を砕いて薄い板状にするようなんですけれども、それを作成した後に顕微鏡なりで見て分析をしていくという作業と伺っていますが、それがどうしても、最初のサンプル100作るとなると、それで約半年程度はかかってしまうというところが一番期間がかかるというふうに聞いています。その後、分析が二、三か月程度かかって、報告書に1か月程度ということで、約1年程度かかるというふうに見込んでいますので、できる限り我々としても短縮できるところは短縮を努力したいと思いますけれども、当然その精度を高めるためにはある程度の期間が必要だということで認識をしているところでございます。

○大野委員長 鈴木委員。

○鈴木委員 何ていうんだろう、これがね、結果が出て、まだその先がなかなか難しいような感じがする。だけれども、もうお金は完全に出ていってしまって、これからさらに追加で出る可能性があるという状況ですよね、市は。早くしなければいけないし、いろんな方法あると思うんですけれども、取りあえずこれは1者で任せれば、縦の管理ですけれども、2者とか3者にやれば並行でできるということもあると思うんですけれども、そこは考え方はどうなんですかね。

○大野委員長 課長。

○波多腰商工観光課長 今の御質問、恐らく同時に複数者に頼めば時間的に短縮できるのではないかなという御質問であるかなと思うんですけれ

ども、現段階では、やはり成分分析というところがございまして、1つは、同じ基準で見ていただく。それはもしかしたら複数業者でも同じ基準でできるという方法があるのかもしれないんですが、現段階では、相談させていただいている事業者さんからは、やはり1か所でやるほうが精度が高いというふうには聞いておりますけれども、そのあたりは今後、業者さんのほうと内容について詰めていく中で、可能なのであれば、それが短縮につながるということであれば、その辺は検討が必要かなというふうには思います。

○大野委員長 鈴木委員。

○鈴木委員 期間の短縮だけではなくて、やはりどこか1か所に任せるとしたら、要するに信頼の問題ですよ。複数にやるほうが信頼ができるという意味でも、もし可能ならね、だって、いいんじゃないかなということと、頼むんだったら、ここは信頼できない検査機関だとか、そういうことはないと思うんですよ。頼めるんだったらどこだって信頼できるんでしょうから。それを一緒にやってもらって、やはり似たような数値が出てくるんじゃないかと思うんです、同じ地域から出ればね。そうすると、やはりそっちのほうが説得感が出たりするように考えられるかもしれないんで、そこは検討して、これは意見になってしまうんで、そういう考え方もあるかなと思って伺いました。

いずれにしてもこれを予算取ってやりたいということなので、ここで質疑は終わりにして、了解しました。

○大野委員長 同じところで質疑ございますか。

[発言する人なし]

○大野委員長 なければ、違うところで質疑はございますか。

鈴木委員。

○鈴木委員 一応、金額がちょっと大きかったので、積算根拠をお伺いしたいと思って、9ページだったかな……

○大野委員長 公の施設の指定管理。

○鈴木委員 公の施設の指定管理の金額で、1億二千何百万円の算出根拠の御説明をいただきたいと思います。

○大野委員長 館長。

○石塚まちなか交流センター館長 今回、債務負担行為ということで、1億2,800何がしということの設定をさせていただいたんですが、まず1つとして、これは3年間ということになります。1年当たりの金額が4,290万円、およそ4,300万ということになるんですが、これの主なものとしましては、まず指定管理の人件費でございます。このうち約7割程度が人件費ということになってくるかと思えます。それと、施設の維持管理の費用が、大きく言うと残り。その中には光熱水費でありますとか、あとは各種設備の維持管理のための委託の費用でありますとか、こういったのが含まれてきているところでございます。

本当に大まかですけれども、委託料としてはそういう内容になってくると思えます。

以上でございます。

○大野委員長 同じところで関連する質疑はございますか。

[発言する人なし]

○大野委員長 なければ、違うところで質疑はございますか。

[発言する人なし]

○大野委員長 質疑の途中ですが、議員間討議に入ります。

討議すべき点、あるいは委員からの意見はございますか。

[発言する人なし]

○大野委員長 ないようですので、議員間討議及び質疑を終了したいと思います。異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○大野委員長 ないようですので、討論を終結したいと思います。異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○大野委員長 異議がないものと認め、討論を終結し、これより採決いたします。

議案第122号 令和5年度那須塩原市一般会計補正予算（第7号）は、原案のとおり可決すべきものとするに異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○大野委員長 異議がないものと認めます。

よって、議案第122号については原案のとおり可決すべきものと決しました。



◎議案第126号の説明、質疑、
討論、採決

○大野委員長 次に、議案第126号 令和5年度那須塩原市産業団地造成事業特別会計補正予算（第2号）を議題といたします。

執行部から議案の説明を簡潔にお願いいたします。

課長。

○波多腰商工観光課長 （議案第126号について説明。）

○大野委員長 説明が終わりましたので、質疑を許します。

〔「ありません」と言う人あり〕

○大野委員長 質疑の途中ですが、議員間討議に入ります。

討議すべき点、あるいは委員からの意見はござ

いますか。

〔「ありません」と言う人あり〕

○大野委員長 ないようですので、議員間討議及び質疑を終了したいと思います。異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○大野委員長 異議がないものと認め、質疑を終了いたします。

討論はございますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○大野委員長 ないようですので、討論を終結したいと思います。異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○大野委員長 異議がないものと認め、討論を終結し、これより採決いたします。

議案第126号 令和5年度那須塩原市産業団地造成事業特別会計補正予算（第2号）は、原案のとおり可決すべきものとするに異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○大野委員長 異議がないものと認めます。

よって、議案第126号については原案のとおり可決すべきものと決しました。

商工観光課所管の審査事項は以上となります。

ここで昼食のため休憩といたします。会議の再開は13時とします。

休憩 午後 零時11分

再開 午後 1時00分

○大野委員長 休憩前に引き続き委員会を再開いたします。



◎気候変動対策局の審査

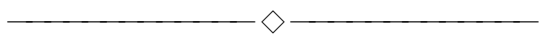
○大野委員長 これより気候変動対策局の審査に入ります。

初めに、気候変動対策局長から御挨拶をいただきます。

局長。

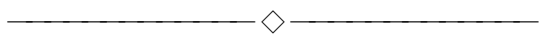
○松本気候変動対策局長 (挨拶。)

○大野委員長 ありがとうございます。



◎気候変動対策課の審査

○大野委員長 ただいまから気候変動対策課の審査に入ります。気候変動対策課の皆様、お疲れさまです。



◎議案第122号の説明、質疑、
討論、採決

○大野委員長 気候変動対策課については、建設経済常任委員会に対する付託案件がありませんので、建設経済常任委員会を予算常任委員会(第三分科会)に切り替えて審査を行います。

それでは、議案第122号 令和5年度那須塩原市一般会計補正予算(第7号)を議題といたします。

執行部から議案の説明を簡潔にお願いいたします。

課長。

○相楽気候変動対策課長 (議案第122号について説明。)

○大野委員長 説明が終わりましたので、質疑を許します。

山形委員。

○山形委員 せっかくなんで質疑させていただきませぬ。

今回この積立基金利子が2,000円ということで、これ今、積立金額全てで合計幾らになっているのか教えていただけますか。

○大野委員長 課長。

○相楽気候変動対策課長 現在、約1,800万円になっております。

○大野委員長 山形委員。

○山形委員 この積立基金の使用用途、こういった事業に使用される予定で積立しているのか伺います。

○大野委員長 課長。

○相楽気候変動対策課長 気候変動対策基金、こちら条例におきまして、その使い方というか、どの事業に充てるというところで、気候変動対策に関する事業、それから良好な環境の保全及び創造に関する事業、その他、市長が目的達成のために必要と認める事業ということになっておりまして、具体的に今のところ充てている実績としましては、熱中症予防のメール配信に充てているところ、それから今年度、ナッジを活用した省エネ講座を事業所に対して実施する予定なんですけれども、ここにも充当する予定であります。

○大野委員長 山形委員。

○山形委員 2つの事業、今いただいて、その積立金がどれぐらい使われているのか伺います。

○大野委員長 課長。

○相楽気候変動対策課長 両方合わせて三百数十万ぐらいでして、先ほど1,800万と言ったのは、そういったのを引いてもそれぐらいというところでございます。

○大野委員長 そのほかございますか。

[「ありません」と言う人あり]

○大野委員長 質疑の途中ですが、議員間討議に入ります。

討議すべき点、あるいは委員からの意見はございますか。

〔「ありません」と言う人あり〕

○大野委員長 ないようですので、議員間討議及び質疑を終了したいと思います。異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○大野委員長 異議がないものと認め、質疑を終了いたします。

討論はございますか。

〔「ありません」と言う人あり〕

○大野委員長 ないようですので、討論を終了したいと思います。異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○大野委員長 異議がないものと認め、討論を終了し、これより採決いたします。

議案第122号 令和5年度那須塩原市一般会計補正予算（第7号）は、原案のとおり可決すべきものとするに異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○大野委員長 異議がないものと認めます。

よって、議案第122号については原案のとおり可決すべきものと決しました。

気候変動対策課所管の審査事項は以上となります。

ここで休憩とします。会議の再開は1時15分になります。

休憩 午後 1時07分

再開 午後 1時17分

○大野委員長 休憩前に引き続き委員会を再開いた

します。

◎市民生活部の審査

○大野委員長 ただいまから市民生活部の審査に入ります。

初めに、市民生活部長から御挨拶をお願いいたします。

部長。

○河合市民生活部長 （挨拶。）

○大野委員長 ありがとうございます。

◎環境課の審査

○大野委員長 ただいまから環境課の審査に入ります。環境課の皆様、お疲れさまです。

◎議案第122号の説明、質疑、

討論、採決

○大野委員長 環境課につきましては、建設経済常任委員会に対する付託案件がありませんので、建設経済常任委員会を予算常任委員会（第三分科会）に切り替えて審査を行います。

それでは、議案第122号 令和5年度那須塩原市一般会計補正予算（第7号）を議題といたします。

執行部から議案の説明を簡潔をお願いいたします。

課長。

○佐藤環境課長 （議案第122号について説明。）

○大野委員長 説明が終わりましたので、質疑を許

します。

山形委員。

○山形委員 新規で計画を策定するというんですが、委託先はどのようなところを想定しているのか伺います。

○大野委員長 課長。

○佐藤環境課長 こちら金額的に入札案件になってまいりますので、環境系の調査業務、そういったものを行う事業者さんのほうから入札によってこちらですね、委託をしてみたいということで考えてございます。

○大野委員長 山形委員。

○山形委員 分かりました。やれるところは限られてくるということで認識、分かりました。

この計画を策定することによって、本市にどのような効果が生まれてくるのか伺います。

○大野委員長 課長。

○佐藤環境課長 こちら目的が早期防除計画ということでございまして、侵入が確認されたばかりということで、早期の対応が重要になってくるということで、ゾーニングの設定であるとか、既に発生をしたエリアであったり、カミキリムシが好む樹種が多いエリアを警戒エリアとしたりとか、そういったゾーニングの設定を行ったり、効果的な防除方法といったものをこちら方針を策定することで、根絶に向けてということで、早期の取組ということで、民地であったりとか、農業等に影響が出ないような、森林等に影響が出ないようなということで、早期の伐採ということで行えるような形での計画を策定してみたいというふうに考えております。

○大野委員長 山形委員。

○山形委員 国からの250万円というふうなことで、今回策定するに当たって、先ほど冒頭ではツヤハダゴマダラカミキリでしたか、そういうふうな外

来がいるということで、これ特定外来生物というのは今現在どれぐらいの種類ですかね、数の種類が存在して、本市はどれぐらい、今回のこのケースですかね、状況ですか、どのようになっているか伺います。

○大野委員長 係長。

○山本環境保全係長 特定外来生物なんですけど、現在で159種指定されております。哺乳類であったり、魚類であったりとか、そういう細かく種類ごとに何種類ということで、トータルで159ということで確認しております。

○大野委員長 山形委員。

○山形委員 159ということで分かりました。

今回このツヤハダゴマダラカミキリが特定外来種ということでされたということですが、本市はそれ以外に特定外来種が確認された例みたいなものは、そういうふうな事例というのはございますか。

○大野委員長 課長。

○佐藤環境課長 ホームページ等でもお知らせはしているところでございますけれども、植物ということで、関谷地区でオオキンケイギクとか、三斗小屋地区のほうでオオハンゴンソウとか、川辺に繁茂するというので、オオカワヂシャとか、あとは河畔公園等で確認されておりますウチダザリガニとか、そういったところの確認されてございます。

○大野委員長 齋藤委員。

○齋藤委員 それでは、今、課長からお話があったように、これ計画をつくる、策定が250万かかって、後にエリアとか、どういう木につくのかというところを今回のこの予算で決めていくんでしょうけれども、行く行くは、当然予算でそれを防除していく予算を立てていくんだらうというふうに思うんですが、先ほどこの計画の中に民地も含ま

れていくということによろしいんですか。

○大野委員長 課長。

○佐藤環境課長 防除の計画には、そういったゾーニングをするということで、当然、民地も含まれてまいりますけれども、民地に対しては補助金の検討ということで、現在検討中ということでございますので。ツヤハダゴマダラカミキリ虫が好む樹種がトチノキであったり、カツラであったりということで、公園であったりとか街路樹に多いというところで、現在は市の施設であったりというところで発見されておりますけれども、今のところ民地では被害というのは確認されてはございません。

以上でございます。

○大野委員長 齋藤委員。

○齋藤委員 分かりました。

計画策定で調査したときに、今後の話ですけれども、今の予算ではないので。民地に係る部分があったら、市の考え方としては、補助金を出していくという考えの下でよろしいんですね。

○大野委員長 課長。

○佐藤環境課長 現在検討しているところということで、そのような方向で検討してまいりたいというふうに考えております。

○大野委員長 そのほかございますか。

鈴木委員。

○鈴木委員 そもそも話なんですけれども、まず、これ今現在、那須塩原市にこの虫はいるんですか、認められているんですか、市内にいるということは。

○大野委員長 部長。

○河合市民生活部長 今現在いるかないかという話なんですけれども、ツヤハダゴマダラカミキリというのが今年の8月末に大山小学校で発見されて、外来特定生物と指定されたのが9月とい

うことで、ちょっと発見は早かったんですけども、今現在おります。

○大野委員長 鈴木委員。

○鈴木委員 この予算を取るきっかけは、結局、市のほうでこれは問題だと思って、この予算を取ったのか。これが出たら、もうこの制度というのは国のほうから、もうこういった市のほうでね、対策を取りなさいというふうに言われていたのか、動機として、どういうことだったんでしょうね。

○大野委員長 課長。

○佐藤環境課長 こちら国の交付金は必ず自動的につくというものではございませんで、市の方針として、早期防除が必要ということで判断をいたしまして、政策統括監のほうでこういった交付金があるということでの情報を得まして、市のほうで12月補正で対応したというものでございます。

○大野委員長 鈴木委員。

○鈴木委員 那須塩原市って結構6,000㎏ぐらい市全体でありますよね。広いと思うんですけども、この250万円の中で、先ほど山形委員もどこであるのかという質問があったんですけども、この広いところを測量会社さんがやるんじゃなくて、森林組合みたいなところがやるんじゃなくて、こういうのを受けるという機関というのはどういうことをふだんやっている機関を想定しているのでしょうか、この受託する機関は。

○大野委員長 課長。

○佐藤環境課長 こちら環境課のほうで所管しておりますものは早期防除計画ということで、早期防除のための計画の策定に係る業務ということでございますので、伐採の業務についてはまた別なそれぞれの所管課のほうの予算で対応ということでございますので、計画策定については、先ほど申し上げました、こういった事業に精通した環境系のコンサルさんであったりとか、そういったとこ

ろに委託をするということでございます。

○大野委員長 鈴木委員。

○鈴木委員 森林組合さんが切れとかいう話ではないのはお互い分かっていると思うんですけども、栃木県内にこういう機関ってあるんですか。それとも、東京都にある、こういう国が御用達の機関みたいなところを想定しているんでしょうか。

○大野委員長 課長。

○佐藤環境課長 県内にも幾つかそういったコンサルさんというか、業者さんはございますので、こちらは入札ということがございますので、契約検査課のほうで適切な事業者さんを選定しまして、入札にかけるといった形になるかとは思いますが、当然、入札に参加している事業者さんが県外にあれば、そういったところも含めてということになるのかというふうには考えております。

○大野委員長 よろしいですか。

そのほかないですね、大丈夫ですね。

部長。

○河合市民生活部長 すみません、先ほど齋藤委員のほうで、市内の民地で出た場合の補助の検討の話が出たかと思うんですが、今回、ツヤハダゴマダラカミキリではなくて、クビアカツヤカミキリというまた別の種類のカミキリムシがおりまして、こちら県内大田原市をはじめ12市町で確認されていて、うちではまだ確認されていないんですけども、こちらの伐採等の補助事業ということで、既に今年度、補助の要綱を策定して、予算も一応措置してあります。ただ、被害等がないので、この補助事業、まだ実施はされておりませんが、この辺の拡大という意味での検討を行っているというところで、補足の説明とさせていただきます。

○大野委員長 齋藤委員、よろしいですか。

質疑の途中ですが、議員間討議に入ります。

討議すべき点、あるいは委員からの意見はござ

いますか。

〔「ありません」と言う人あり〕

○大野委員長 ないようですので、議員間討議及び質疑を終了したいと思います。異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○大野委員長 異議がないものと認め、質疑を終了いたします。

討論はございますか。

〔「ありません」と言う人あり〕

○大野委員長 ないようですので、討論を終結したいと思います。異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○大野委員長 異議がないものと認め、討論を終結し、これより採決いたします。

議案第122号 令和5年度那須塩原市一般会計補正予算（第7号）は、原案のとおり可決すべきものとするに異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○大野委員長 異議がないものと認めます。

よって、議案第122号については原案のとおり可決すべきものと決しました。

環境課の所管の審査事項は以上となります。

ここで休憩いたします。会議の再開は1時40分になります。

休憩 午後 1時34分

再開 午後 1時39分

○大野委員長 休憩前に引き続き委員会を再開いたします。

—————◇—————

◎廃棄物対策課の審査

○大野委員長 ただいまから廃棄物対策課の審査に入ります。廃棄物対策課の皆様、お疲れさまです。

◇

◎議案第122号の説明、質疑、
討論、採決

○大野委員長 廃棄物対策課については、建設経済常任委員会に対する付託案件がありませんので、建設経済常任委員会を予算常任委員会（第三分科会）に切り替えて審査を行います。

それでは、議案第122号 令和5年度那須塩原市一般会計補正予算（第7号）を議題といたします。

執行部から議案の説明を簡潔にお願いいたします。

課長。

○大野廃棄物対策課長 （議案第122号について説明。）

○大野委員長 説明が終わりましたので、質疑を許します。

鈴木委員。

○鈴木委員 今説明のあった7ページで一番下の家庭系一般廃棄物焼却処理業務委託第1期ということですが、3億3,733万1,000円、要はこれの積算根拠、そこを御説明いただけますか。どこで燃やしてどういうふう修理していくのかのあたりもお願いします。

○大野委員長 課長。

○大野廃棄物対策課長 こちらにつきましては、主に市外にあります自治体ですとか組合で焼却炉を持っている施設をお願いしまして、まずはそちらで可能な分だけをやっていただくというような形になります。また、そちらの費用につきましては、

それぞれの施設ごとに設定している費用がございまして、例えば我々の施設ですと、大田原を受け入れたときには10キロ当たり150円ということで、トン当たり1万5,000円、そういった様々それぞれの施設によって金額は違うんですが、そちらに持ち込む費用と相手方の設定している費用を掛けたもので予算のほうをさせていただいております。

○大野委員長 鈴木委員。

○鈴木委員 外部にお願いするときは、全て行政機関の焼却場をお願いするのか、民間の焼却場、そちらにもお願いしたりするのか。民間にもお願いするのかどうか、市内にあるんで、そういうところに頼むのかどうかということをお伺いしたいですけれども。

○大野委員長 課長。

○大野廃棄物対策課長 こちらにつきましては、行政に関する市外の施設が6か所と、あと市内の民間事業者、1者ございますので、そちらにも併せて頼む予定となっております。

○大野委員長 そのほか。
齋藤委員。

○齋藤委員 基本的なことなんですが、今回1炉をメンテするというので、先ほど第2の炉もやるということで決まっているので、多分今回補正予算で上げるのは、何らかの原因でこのメンテが必要ではなくて、クリーンセンターのこの炉開始からもう何年経過で必ずやるという、このリズムと、こと今回補正を組んでいるということなんですか。

○大野委員長 課長。

○大野廃棄物対策課長 こちらに関しましては、焼却炉のほうが一定期間を超えますと大規模な改修工事が必要ということで、那須塩原市のほうでも、どのタイミングに改修工事をするかということで、長寿命化計画のほうを策定させていただきまして、

その中で、今回の改修のタイミングが一番費用的にも、施設の能力を維持するのにもいいだろうということで、そのタイミングでやらせていただく工事となります。

○大野委員長 齋藤委員。

○齋藤委員 そうすると、期間は特段決まっていなくても、大体この辺が改修をしていく期間の中で一番予算的にも軽減できるというのが今回の補正を組んだというところの時期ということでしょうか。

○大野委員長 課長。

○大野廃棄物対策課長 焼却炉のほうが一般的に10年から15年ぐらいで改修を判断するような時期がございますけれども、その中でどのタイミングがいいかということで、当初は18年ぐらいというタイミングも考えていたんですけども、実際に積算したところ、かなり逆に費用がかかってしまうということで、このタイミングでやるのが一番費用的にも抑えられるという結果でございます。

○大野委員長 齋藤委員。

○齋藤委員 今、課長が話したように、大分クリーンセンターが稼働始まってから改修が早いと思ったら、その時期を引っ張ることによって予算がかかってしまうという判断ということで了解しました。

○大野委員長 そのほかございますか。よろしいですね、大丈夫ですか。

〔発言する人なし〕

○大野委員長 質疑の途中ですが、議員間討議に入ります。

討議すべき点、あるいは委員からの意見はございますか。

〔「ありません」と言う人あり〕

○大野委員長 ないようですので、議員間討議及び質疑を終了したいと思います。異議ございませ

んか。

〔「質疑をお願いします」と言う人あり〕

○大野委員長 質疑、鈴木委員。

○鈴木委員 ちょっと迷っちゃったんですけども、今、齋藤委員のほうから延命措置をするタイミングの話で、今が一番いいだろうということなんですけれども、誰が判断したのか、判断ですね。誰が判断していて、あと、延命の中で、要するに後にすれば費用がかかるとかね、今やると安いけれども、またすぐやっちゃえばね、結局長い目で見たら、しょっちゅう直してみたいな形で、トータルでは修繕費、延命費がかかってしまうんですけども、そういう金額的なちゃんと試算を誰がして、誰が判断したのかだけちょっと改めて伺いたしたいと思います。

○大野委員長 課長。

○大野廃棄物対策課長 そちらに関しましては、市のほうで長寿命化計画の中でコンサルを入れまして、試算をかけまして、内容としましては、長寿命化計画で高額なものということでございますので、結果的には市議会の議決をいただいて、この形でということで、そのまま進めるような形で進めさせていただいているというのが現状です。

○大野委員長 鈴木委員。

○鈴木委員 やはりただ単に概念というか、だろろではなくて、きちんとした計画書、これ前にうちのほうに提出されているんですか。そういう長期計画の中でいつやるのがいいか、その試算をして、たまたま今回の、今回予算を取っているけれども、そういう試算をちゃんとした結果、予定どおりの補正という形、補正なんですよね、だけれどもね、当初じゃなくてね。そういう形でやられていたんですね。そこだけ確認できたら大丈夫です。

○大野委員長 課長。

○大野廃棄物対策課長 長寿命化計画に基づきまして工事の契約をして、その中で、予定どおりの中で、金額のほうが固まったものですから、今回出させていただいたということになります。

○大野委員長 よろしいですか。

質疑の途中ですが、議員間討議に入ります。

討議すべき点、あるいは委員からの意見はございますか。

〔「ありません」と言う人あり〕

○大野委員長 ないようですので、議員間討議及び質疑を終了したいと思います。異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○大野委員長 異議がないものと認め、質疑を終了いたします。

討論はございますか。

〔「ありません」と言う人あり〕

○大野委員長 ないようですので、討論を終了したいと思います。異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○大野委員長 異議がないものと認め、討論を終了し、これより採決いたします。

議案第122号 令和5年度那須塩原市一般会計補正予算（第7号）は、原案のとおり可決すべきものとするに異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○大野委員長 異議がないものと認めます。

よって、議案第122号については原案のとおり可決すべきものと決しました。

廃棄物対策課所管の審査事項は以上となります。

ここで休憩といたします。会議の再開は2時5分とします。

休憩 午後 1時52分

再開 午後 2時05分

○大野委員長 休憩前に引き続き委員会を再開いたします。

◇

◎生活課の審査

○大野委員長 ただいまから生活課の審査に入ります。生活課の皆様、お疲れさまです。

◇

◎議案第113号の説明、質疑、討論、採決

○大野委員長 それでは、議案第113号 公の施設の指定管理者の指定についてを議題といたします。執行部から議案の説明を簡潔にお願いいたします。課長。

○鈴木生活課長 （議案第113号について説明。）

○大野委員長 説明が終わりましたので、質疑を許します。山形委員。

○山形委員 今回、応募団体がシルバー人材センターというふうなことで、応募された団体数はどれくらいあったのか伺います。

○大野委員長 課長。

○鈴木生活課長 シルバー人材センター様のみ、1者ということでございます。

○大野委員長 山形委員。

○山形委員 分かりました。

その申請団体の経営状況というところが配点で10の10が9ということで、経営状況が非常に大事な部分があるんですが、具体的に経営状況というふ

うなことで、どういったところが加味されてこう
いう9点というふうな結果になったのか。

○大野委員長 課長。

○鈴木生活課長 こちらにつきましては、選定の委員
会、庁内の検討委員会を経ていますけれども、
その中で有識者、税理士さんになりますけれども、
そちらの方々に資料等全部提出いたしまして評価
をしていただいた結果ということで、こちらの問
題ないということでの評価をいただいているとこ
ろでございます。

○大野委員長 山形委員。

○山形委員 問題がないというふうなことで、有識
者会議の皆さんから言われたということ、分かり
ました。

その中でも若干ちょっと気になる点が1つだけ
ありまして、住民サービスの向上となりながら、
配点10のところ6というふうなことで、ほかの点
数は軒並み高い中、6というふうなことでありま
すが、これ平等な利用の確保というふうな、この
意味の解釈もあるんですが、具体的にどういった
ところが、10に限りなくちょっと遠い6点になっ
てしまったのかなというふうなところで、ちょっ
とその辺をお伺いいたします。

○大野委員長 課長補佐。

○佐々木生活課長補佐 こちらにつきましては、公
の施設を住民の方に平等に利用いただけるよう
ということで、住民サービスの点での評価項目と
なっております。こちらにつきましては、駐車場
という性質上、ゲートがありまして利用するとい
う形で、有人の施設ではない、そういったところ
もありまして、サービスの標準化のために接客等
に関するマニュアルを作成したりというところは
ありますけれども、常に利用者の方と接するとい
うところではないというところがありまして、具
体的な住民サービスの向上に関する提案がそれほ

ど多くなかったので、ちょっと加点できなかった
というところなので、劣っているということでは
なくて、ちょっと施設の性質上というところで御
理解いただければと思います。

○大野委員長 山形委員。

○山形委員 最近では駐車場の利用ということで、
障害を持たれた方も優先的に手前にと、そういっ
たところも、このシルバー人材センターも考慮し
た一つの要因というふうになっているんですか、
どうなんですか。

○大野委員長 課長。

○鈴木生活課長 改めてシルバー人材センターさん
がということではございませんけれども、当然、
御利用いただくお客様、いろんな方々がいらっし
やいますので、そういった方々に向けて、当然、
施設のハード的なことも整備しておりますし、シ
ルバー人材センターさん、これまでも従来どおり
実績もありまして、手厚くといいですか、地元
に優しくというか、形でやってきていただいたとい
う実績がありますので、特段そのあたりはこれか
ら問題はないかなというふうに捉えています。

○大野委員長 そのほか質疑ございますか。

[発言する人なし]

○大野委員長 質疑の途中ですが、議員間討議に入
ります。

討議すべき点、あるいは委員からの意見はござ
いますか。

[発言する人なし]

○大野委員長 ないようですので、議員間討議及び
質疑を終了したいと思います、異議ございませ
んか。

[「異議なし」と言う人あり]

○大野委員長 異議がないものと認め、質疑を終了
いたします。

討論はございますか。

[発言する人なし]

○大野委員長 ないようですので、討論を終結したいと思いますが、異議ございませんか。

[「異議なし」と言う人あり]

○大野委員長 異議がないものと認め、討論を終結し、これより採決いたします。

議案第113号 公の施設の指定管理者の指定については、原案のとおり可決すべきものとするに異議ございませんか。

[「異議なし」と言う人あり]

○大野委員長 異議がないものと認めます。

よって、議案第113号については原案のとおり可決すべきものと決しました。



◎議案第114号の説明、質疑、
討論、採決

○大野委員長 次に、議案第114号 公の施設の指定管理者の指定についてを議題といたします。

執行部から議案の説明を簡潔にお願いいたします。

課長。

○鈴木生活課長 (議案第114号について説明。)

○大野委員長 説明が終わりましたので、質疑を許します。

山形委員。

○山形委員 ちょっと分からないことなんで、3の管理経費の削減、(1)指定管理料の提案額というふうなことで、横のところがゼロとなっているんですが、このゼロという意味、ちょっとすみません、教えていただけますか。

○大野委員長 課長補佐。

○佐々木生活課長補佐 こちらにつきましては、公募の際に提案上限額をお示ししまして、指定管理

者として手を挙げていただく方から提案額をいただきます。その提案上限額と提案額との差額に基づいて、一定の計算式に基づいて、こちらのほうをゼロ点から30点まで出すという形になっているんですけども、こちらにつきましては、提案上限額に近い提案額であったというところもありまして、いわゆる値引き的なところがあまりなかったというところで、この計算式に当てはめますと、四捨五入して、結果としてゼロとなったというところでございます。

○大野委員長 そのほか質疑はございますか。よろしいですか。

[発言する人なし]

○大野委員長 質疑の途中ですが、議員間討議に入ります。

討議すべき点、あるいは委員からの意見はございますか。

[「ありません」と言う人あり]

○大野委員長 ないようですので、議員間討議及び質疑を終了したいと思います。異議ございませんか。

[「異議なし」と言う人あり]

○大野委員長 異議がないものと認め、質疑を終了いたします。

討論はございますか。

[「ありません」と言う人あり]

○大野委員長 ないようですので、討論を終結したいと思いますが、異議ございませんか。

[「異議なし」と言う人あり]

○大野委員長 異議がないものと認め、討論を終結し、これより採決いたします。

議案第114号 公の施設の指定管理者の指定については、原案のとおり可決すべきものとするに異議ございませんか。

[「異議なし」と言う人あり]

○大野委員長 異議がないものと認めます。

よって、議案第114号については原案のとおり可決すべきものと決しました。

◇

◎議案第122号の説明、質疑、
討論、採決

○大野委員長 ここで建設経済常任委員会を予算常任委員会（第三分科会）に切り替えて審査を行います。

議案第122号 令和5年度那須塩原市一般会計補正予算（第7号）を議題といたします。

執行部から議案の説明を簡潔にお願いいたします。

課長。

○鈴木生活課長 （議案第122号について説明。）

○大野委員長 説明が終わりましたので、質疑を許します。

鈴木委員。

○鈴木委員 予算計画書の9ページの市営駐車場管理運営と、これは一緒に聞きたいんですけども、市営自転車駐車場管理運営費、それぞれの金額に違いが、算出根拠と、それでこの金額が倍ぐらい違いますよね。どう計算するとこういう倍になっているのかというところの説明をしていただけますか。

○大野委員長 課長補佐。

○佐々木生活課長補佐 こちら積算のところでございますけれども、まず駐車場につきましては、こちら3年間の金額となっております、1年間にしますと950万円ほどになりますが、このうち人件費が約200万円ほどで、管理事業費的なものが750万円ほどという形になっております。

続きまして、自転車駐車場のほうでございます

けれども、1年間当たりで1,800万円ほどとなっておりますけれども、このうち人件費が1,300万円ほどで、残りの500万円ほどが管理費、事業費という形になっております。

こちらの金額が違うのは、今御説明をしましたとおり、人件費の部分がかなり違っておまして、駐車場につきましては機械式で集金とかをする形になっておりますので、人が常駐していないので、何かトラブルがあったときの対応ですとか、あるいはお金を集めたりとか、そういったところになるんですけども、自転車駐車場につきましては、西那須野駅の東西それぞれに1人ずつ職員を配置して常駐しているというところになりますので、その人件費の部分が違う関係で、金額が違うという形になっております。

○大野委員長 そのほかございますか。

齋藤委員。

○齋藤委員 先ほどの補正のほうの7ページで、ユニバーサルデザインタクシーの補助30万円ということなんですが、これ車両を改良する側の何割の上限30万とか、そういうふうに決まった金額なんでしょうか、算出方法は。

○大野委員長 課長補佐。

○佐々木生活課長補佐 こちらにつきましては、車両本体価格等、実際にタクシーとして使用する架装費とかも含めて、その6分の1で上限が30万円となっております。です、実際には車両価格がある程度ありますので、上限額の30万円を計上しているものです。

○大野委員長 そのほかございますか。

山形委員。

○山形委員 先ほどの債務負担行為のところなんですが、今年度は令和5年度から令和8年が2,850万円、市営駐車場が5,400万、前回の指定管理者の制度を見たときに、令和2年から令和5年

にかけてが駐車場のものに関しては2,700万、今回は150万円上がっているということで、人件費もさることながらあれなのかなと思っているんですが、前回の債務負担行為のときは4,200万だった市営駐車場の管理運営費の債務負担行為が今回5,400万と、1,200万ぐらい多くなっているんですが、なぜそのような金額になったのかお伺いします。

○大野委員長 課長補佐。

○佐々木生活課長補佐 こちら前回と比べて金額が大きく増えた理由というのが人件費と光熱水費の増加が主なものとなっております。特に人件費の増加がかなりの要因を占めておりまして、駐車場につきましても人件費が上がっているというところはあるんですが、人が常駐していない関係で、上がり幅が少ないというところがあるんですけれども、自転車駐車場につきましては、両方、2人の方が常駐しているという形になりますので、その辺で人件費の上がり幅を踏まえてこれだけ増えているというところになります。

○大野委員長 山形委員。

○山形委員 今の説明だと1,200万円のかなりな金額が上がっているというのもちよとなかなか理解しにくいと思うんですが、3年にまたがってあれなんですけれども、令和2年度から1,200万、人件費のみだけで上がったという理解でよろしいんですか。

○大野委員長 課長補佐。

○佐々木生活課長補佐 人件費のみだけではなくて、光熱水費とかの伸びというものもあるんですが、一番大きいのは、やはり人件費になっておりまして、その1,200万円が3年ということになりますので、1年当たり400万円、2か所ございますので、1か所当たり200万円という形で、人件費と光熱水費、その他もろもろというところの計算の中で増

えているというところでございます。

○大野委員長 そのほかございますか。

小島副委員長。

○小島副委員長 ユニバーサルデザインタクシーというなかなか聞き慣れないタクシーなんですけれども、このタクシーというのは、那須塩原市のどのようなところで使われているのかお伺いしたいと思えますけれども。

○大野委員長 課長。

○鈴木生活課長 那須塩原市に本社を置きますタクシー事業者5者ほどございますけれども、令和5年10月時点になります、10台ほど、このタイプの導入がされている形になっています。

○大野委員長 質疑の途中ですが、議員間討議に入ります。

討議すべき点、あるいは委員からの意見はございますか。

〔「ありません」と言う人あり〕

○大野委員長 ないようですので、議員間討議及び質疑を終了したいと思います、異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○大野委員長 異議がないものと認め、質疑を終了いたします。

討論はございますか。

〔「ありません」と言う人あり〕

○大野委員長 ないようですので、討論を終結したいと思います、異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○大野委員長 異議がないものと認め、討論を終結し、これより採決いたします。

議案第122号 令和5年度那須塩原市一般会計補正予算（第7号）は、原案のとおり可決すべきものとするに異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○大野委員長 異議がないものと認めます。

よって、議案第122号については原案のとおり可決すべきものと決しました。

生活課所管の審査事項は以上となります。

ここで休憩といたします。会議の再開は2時35分です。

休憩 午後 2時26分

再開 午後 2時36分

○大野委員長 休憩前に引き続き委員会を再開いたします。

—————◇—————

◎市民課の審査

○大野委員長 ただいまから市民課の審査に入ります。市民課の皆様、お疲れさまです。

—————◇—————

◎議案第101号の説明、質疑、 討論、採決

○大野委員長 それでは、議案第101号 那須塩原市印鑑条例の一部改正についてを議題といたします。

執行部から議案の説明を簡潔にお願いいたします。

課長。

○高塩市民課長 (議案第101号について説明。)

○大野委員長 説明が終わりましたので、質疑を許します。

山形委員。

○山形委員 多機能端末機というのは具体的にどう

いう機械か教えていただけますか。

○大野委員長 課長。

○高塩市民課長 多機能端末機、いわゆるマルチコピー機を指します。具体的には、本庁市民室前にあるコピー機です。あそこで印鑑登録証とか住民票の発行ができるんですけども、そういったものを指します。

○大野委員長 山形委員。

○山形委員 コンビニエンスストアにもあるというふうなことで、市内にはそういったものが設置されているコンビニがほとんどだということの理解でよろしいんですか。

○大野委員長 課長。

○高塩市民課長 委員のお見込みのとおりです。

○大野委員長 山形委員。

○山形委員 これ一部改正することによって、市民にどのような利便性が図られるのか伺います。

○大野委員長 課長。

○高塩市民課長 まずはマイナンバーカード現物を持参しなくていいということになります。ですので、紛失防止の、まずはそういったリスク回避につながるのが第1点。それとあと、スマートフォンに既に各種サービスを、コンビニでの支払いですとかそういったものを対応されている方が多く見受けられますので、そういった方の利便性が高まるかなと考えております。

○大野委員長 ほかにございますか。

[発言する人なし]

○大野委員長 質疑の途中ですが、議員間討議に入ります。

討議すべき点、あるいは委員からの意見はございますか。

[「ありません」と言う人あり]

○大野委員長 ないようですので、議員間討議及び質疑を終了したいと思います。異議ございませ

んか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○大野委員長 異議がないものと認め、質疑を終了いたします。

討論はございますか。

〔「ありません」と言う人あり〕

○大野委員長 ないようですので、討論を終結したいと思いますが、異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○大野委員長 異議がないものと認め、討論を終結し、これより採決いたします。

議案第101号 那須塩原市印鑑条例の一部改正については、原案のとおり可決すべきものとすることに異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○大野委員長 異議がないものと認めます。

よって、議案第101号については原案のとおり可決すべきものと決しました。



◎議案第122号の説明、質疑、
討論、採決

○大野委員長 ここで建設経済常任委員会を予算常任委員会（第三分科会）に切り替えて審査を行います。

議案第122号 令和5年度那須塩原市一般会計補正予算（第7号）を議題といたします。

執行部から議案の説明を簡潔にお願いいたします。

課長。

○高塩市民課長 （議案第122号について説明。）

○大野委員長 説明が終わりましたので、質疑を許します。質疑ございませんか。

〔発言する人なし〕

○大野委員長 質疑の途中ですが、議員間討議に入ります。

討議すべき点、あるいは委員からの意見はございますか。

〔「ありません」と言う人あり〕

○大野委員長 ないようですので、議員間討議及び質疑を終了したいと思います。異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○大野委員長 異議がないものと認め、質疑を終了いたします。

討論はございますか。

〔「ありません」と言う人あり〕

○大野委員長 ないようですので、討論を終結したいと思いますが、異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○大野委員長 異議がないものと認め、討論を終結し、これより採決いたします。

議案第122号 令和5年度那須塩原市一般会計補正予算（第7号）は、原案のとおり可決すべきものとすることに異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○大野委員長 異議がないものと認めます。

よって、議案第122号については原案のとおり可決すべきものと決しました。

市民課所管の審査事項は以上となります。

ここで休憩といたします。会議の再開は3時になります。

休憩 午後 2時45分

再開 午後 3時00分

○大野委員長 休憩前に引き続き委員会を再開いたします。

◇

◎建設部の審査

- 大野委員長 これより建設部の審査に入ります。
初めに、建設部長から御挨拶をお願いいたします。
部長。
○富山建設部長 (挨拶。)
○大野委員長 ありがとうございます。

◇

◎都市計画課の審査

- 大野委員長 ただいまから都市計画課の審査に入ります。都市計画課の皆様、お疲れさまです。

◇

◎議案第122号の説明、質疑、
討論、採決

- 大野委員長 都市計画課については、建設経済常任委員会に対する付託案件がありませんので、建設経済常任委員会を予算常任委員会（第三分科会）に切り替えて審査を行います。
それでは、議案第122号 令和5年度那須塩原市一般会計補正予算（第7号）を議題といたします。
執行部から議案の説明を簡潔をお願いいたします。
課長。
○鈴木都市計画課長 (議案第122号について説明。)
○大野委員長 説明が終わりましたので、質疑を許します。

山形委員。

- 山形委員 以前のシステムが不具合があって、今回新しいシステムを導入するというふうなことで、その不具合、どんなような不具合があったんですか。
○大野委員長 係長。
○福島都市計画係長 現システムの不具合についてですけれども、既にデータが破損してしまって、データを開けないような状況も度々起こっておりまして、バックアップを取っているもので再度起動して何とか使用している状況なんですけれども、当然バックアップを取ってから壊れるまでのデータを再度入力を行ったりということで、無駄な手間というかも発生しているような状況でございます。
○大野委員長 山形委員。
○山形委員 分かりました。

その中の640万4,000円の中で導入費用とこの保守は何年間で、その積算根拠が具体的に分かれば伺います。

- 大野委員長 課長。
○鈴木都市計画課長 その前に、先ほど、ちょっと訂正させていただきたいんですが、金額640万4,000円と言ったところなんです、640万400円です。
あと、積算根拠ですけれども……
〔「いいんじゃないですか、640万4,000円で」と言う人あり〕
○鈴木都市計画課長 604万4,000円と言ってしまったやつです。すみません。
〔「604万と言ったのですよね。640万で」と言う人あり〕
○鈴木都市計画課長 すみません。

あと、契約関係ですけれども、契約関係につきましては、令和6年3月1日から令和11年2月28

日までの60か月、5年間契約ということで長期継続契約を予定しております。

あと、金額につきましては、導入に伴う費用が715万円、保守業務が330万円、これは5年間で330万円、1か月5万円プラス消費税という形です。

○大野委員長 山形委員。

○山形委員 導入が715万円で330万円ということで、導入で715万円じゃないですか。これでも今の計上している640万円ですか、ちょっと数字に乖離があるような気がするんですが、それをもうちょっと具体的に。

○大野委員長 課長。

○鈴木都市計画課長 導入の経費ですけれども、当初予算で見ていたのが80万1,000円ありまして、それに今回システムを新たに構築するというので、プラス634万9,000円ですか、それを補正しているというところです。

○大野委員長 山形委員。

○山形委員 理解いたしました。

そうすると、もうこの申請・変更審査というふうなことで、多忙なこのシステムということで、先ほど業務の効率が図られるというふうなことなんですけど、具体的にどういう効率が職員の方に図られるのか伺います。

○大野委員長 課長。

○鈴木都市計画課長 どのような業務改善が図られるかということだと思いますけれども、現在の運用では、複数のシステムを利用しておまして、重複した入力とか管理が難しくなっております、ミス発生等の原因ともなっております。新システムを導入することにより一元管理ができるということで、複数システムへの重複した入力とかではなくて、無駄を解消する、負担軽減をする、それらをやりましてミスの軽減と防止も図れるという

ことで運用を考えております。

○大野委員長 山形委員。

○山形委員 分かりました。

そうすると、申請とか変更とか審査があるとか、1年間にどれぐらい申請があるのか、屋外広告物というのは那須塩原市全体でどれぐらい存在して、今、申請状況とか加盟状況、登録状況やられているのか、具体的に数字が分かれば伺います。

○大野委員長 課長。

○鈴木都市計画課長 申請件数ですけれども、令和2年度から申しますと、令和2年度が289件、令和3年度が305件、令和4年度が208件ということで、大体3年を平均すると年間267件という件数になっております。

あと、屋外広告物の箇所数ですけれども、これは平成29年ですか、調査したときの時点のものになってしまうんですけれども、その時点では大体1万3,600件ぐらいですか。そのうち無許可で立っているものとか、そういったものもございまして、そういったものが5,700件弱ぐらいございまして、あとは、それ以外にものぼりが700本とか、そういった箇所数でございます。

○大野委員長 そのほか質疑ございますか。

鈴木委員。

○鈴木委員 許可制と一緒に、料金も取っておりますか。そうすると、年間でこれどこかにあったと思うんですけれども、この広告関係で市の収入というのは幾らになりますか。

○大野委員長 課長。

○鈴木都市計画課長 金額ですけれども、先ほどの3年平均267件と申しましたけれども、3年平均で217万円ぐらいです。

○大野委員長 鈴木委員。

○鈴木委員 今回補正で600万円出すということなんで、どれぐらい年間あるのか、収入はどれぐらい

いあるかなというところにちょっと興味があったもんでお伺いしたんですけれども、今までのシステムに不具合があったということですが、今までのシステム自体に機能不全があったり、何かシステムの間違いがあって使えなかったのではなくて、あくまで使っている人が2か所に入れたりするので、使っている人のミスが多かったという認識で、まずはよろしいですか。

○大野委員長 係長。

○福島都市計画係長 今回の鈴木委員の御質問ですと、複数システムに入力しているのがミス等が起こるのかということなんですけれども、その原因もあるんですけれども、まず、今現在使っているシステムについて栃木県から権限移譲を受けた際にアクセスのシステムを受けて、それを運用しているわけなんですけれども、そもそも元号が例えば替わったときに、そのシステムの元号のデータが正しくなるようにというか、令和に替わったときにシステムをいじったりですとか、あとは基準が、規則を改正して屋外広告物の基準が改正になったり、そういった際に、その改正内容をシステムに反映させるために業者さんの保守が入っていないものですから、アクセスが分かる職員等が自前でシステムを直して、修正をして今まで運用してきた経緯がございます。それが14年程度ずっとそういう運用をしてきたものですから、システム自体に、もちろん受け取ったときには当然不具合ない状態で受け取ってはいるんですけれども、それを年数運用している中で、いろいろな修正を職員自ら行っていたことによって、システムの不具合等が発生しているというようなことでございます。

○大野委員長 鈴木委員。

○鈴木委員 その職員というのは、一貫して当初からオペレーティングしているというか使っているのか、人が何年かで異動して、その引継ぎとか、

新しい人が使い方が慣れなくて、そのシステムをうまくそういうことは当然人が保守は頼んでいないわけだから、市のほうの担当者がやるべきところが、それがうまくいかない。だけれども、それを職員に慣れないところを無理やりうまく使えと言っても、なかなか難しいところもあるというふうに思うんですけれども、それはどういうことなんでしょうか、その間違いが生じた理由は。

○大野委員長 係長。

○福島都市計画係長 栃木県のほうでシステムを構築したのは、業者に依頼をしてアクセスのシステムを導入して、それを引き継いでいるわけなんですけれども、市の内部におきましては、定期の人事異動がありますので、ずっと一貫して同じ職員がそのアクセスのメンテナンスを行っていたということではなく、その都度、担当している職員が勉強しながらやっていたというような状況でございます。

○大野委員長 鈴木委員。

○鈴木委員 そうしますと、それは市の人材の使い方の方針なので仕方ないし、新しい人も不慣れだとそういうことが起きるのもヒューマンミス、しようがないこと、そういうこともあると思うので、そうすると、今度新しいものにすると保守も、今度は保守、そういった基本的なものとか、そういったことはもうシステム構築したほうの人かどうか分かりませんが、外部のところでは料金を支払ってやってもらうと。市は、これからはそういうことじゃなくて、新規の管理のためのところだけ入力するということになるという理解でよろしいですか。

○大野委員長 係長。

○福島都市計画係長 委員のお見込みのとおりでございます。業者のほうにメンテナンスを依頼しますので、そちらのほうは業者のほうで対応してい

ただけるということでございます。

○大野委員長 鈴木委員。

○鈴木委員 十何年間かは市の職員がやっていて、ミスもあったということだけれども、要するに今度は、これを導入するに当たって、外部に出したほうがコストに見合っただけの、逆に言うと、その職員が違うこともできて仕事の効率化が図られるというものと理解してよろしいですか。

○大野委員長 課長。

○鈴木都市計画課長 委員のお見込みのとおりでございます。

○大野委員長 そのほかございますか。

〔発言する人なし〕

○大野委員長 質疑の途中ですが、議員間討議に入ります。

討議すべき点、あるいは委員からの意見はございますか。

〔「ありません」と言う人あり〕

○大野委員長 ないようですので、議員間討議及び質疑を終了したいと思います。異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○大野委員長 異議がないものと認め、質疑を終了いたします。

討論はございますか。

〔「ありません」と言う人あり〕

○大野委員長 ないようですので、討論を終結したいと思います。異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○大野委員長 異議がないものと認め、討論を終結し、これより採決いたします。

議案第122号 令和5年度那須塩原市一般会計補正予算（第7号）は、原案のとおり可決すべきものとするに異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○大野委員長 異議がないものと認めます。

よって、議案第122号については原案のとおり可決すべきものと決しました。

都市計画課の所管の審査事項は以上となります。

ここで休憩とします。

会議の再開は3時20分とします。

休憩 午後 3時17分

再開 午後 3時19分

○大野委員長 休憩前に引き続き委員会を再開いたします。

—————◇—————

◎都市整備課の審査

○大野委員長 ただいまから都市整備課の審査に入ります。都市整備課の皆様、お疲れさまです。

—————◇—————

◎議案第122号の説明、質疑、 討論、採決

○大野委員長 都市整備課につきましては、建設経済常任委員会に対する付託案件がありませんので、建設経済常任委員会を予算常任委員会（第三分科会）に切り替えて審査を行います。

それでは、議案第122号 令和5年度那須塩原市一般会計補正予算（第7号）を議題といたします。

執行部から議案の説明を簡潔にお願いいたします。

課長。

○浅賀都市整備課長 （議案第122号について説

明。)

○大野委員長 説明が終わりましたので、質疑を許します。

齋藤委員。

○齋藤委員 そうすると、38万5,000円のツヤハダゴマダラカミキリのあれなんです、2公園の公園場所と、あと被害木の伐採の本数というか、その辺をお聞かせ願いたいと思います。

○大野委員長 課長。

○浅賀都市整備課長 それでは、被害のあった公園と木の種類、本数ということでございますけれども、公園としましては黒磯公園で3本、あと鳥野目の河川公園で2本となっております、木の種類につきましてはいずれもトチノキとなっております。

以上です。

○大野委員長 齋藤委員。

○齋藤委員 了解しました。今回、公園場所が2か所で5本のトチノキに生息するというか、そういうカミキリだというふうに思うんですが、今後やっぱり増えていく観点から、そういう今回の予算ではないんですが、そういう調べた中でこの2公園ということで、ほかはもう絶対、全然出ていないという解釈でよろしいんですか。

○大野委員長 課長。

○浅賀都市整備課長 これ以外の被害があるかというふうな御質問かと思えますけれども、8月下旬に市内で最初に発生して調査した段階では、一応確認できたのがこの2公園の木でございましたけれども、当然ながら、市内公園以外にも木はございますので、そちらに生息していて、また被害が拡大する可能性というのは否定できないかとは思いますが、今現在は、この成虫が拡散しない時期に伐採処分することによって公園内での最低限の拡大防止を図りたいというふうなところで

ございます。

○大野委員長 そのほかございますか。

山形委員。

○山形委員 公園を調査したという、これどういうふうな調査でやっているのかお伺いします。

○大野委員長 課長。

○浅賀都市整備課長 市内都市公園におきましては、それぞれ指定管理者ということで管理を委託している部分がございますので、それぞれの指定管理者に頼んで調査をしてもらったというのと、黒磯公園につきましては、たまたま私たち市職員がいきいきふれあいセンターで研修があったときに、黒磯公園の駐車場を使った際に、公園の中を確認したら被害が自ら発見してしまったというふうなところでございました。鳥野目河川公園については、指定管理者からの報告があつて職員が現地確認に行った際には、そのそばで死んでいる虫まで発見して、一応持ち帰ったというふうなところでございました。

以上です。

○大野委員長 そのほかございますか。大丈夫ですか。

〔発言する人なし〕

○大野委員長 質疑の途中ですが、議員間討議に入ります。

討議すべき点、あるいは委員からの意見はございますか。

〔「ありません」と言う人あり〕

○大野委員長 ないようですので、議員間討議及び質疑を終了したいと思います、異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○大野委員長 異議がないものと認め、質疑を終了いたします。

討論はございますか。

〔「ありません」と言う人あり〕

○大野委員長 ないようですので、討論を終結したいと思いますが、異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○大野委員長 異議がないものと認め、討論を終結し、これより採決いたします。

議案第122号 令和5年度那須塩原市一般会計補正予算（第7号）は、原案のとおり可決すべきものとするに異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○大野委員長 異議がないものと認めます。

よって、議案第122号については原案のとおり可決すべきものと決しました。

都市整備課の所管の審査事項は以上となります。

ここで、休憩とします。

会議の再開は、3時30分とします。

休憩 午後 3時26分

再開 午後 3時30分

○大野委員長 休憩前に引き続き委員会を再開いたします。

—————◇—————

◎道路課の審査

○大野委員長 ただいまから道路課の審査に入ります。道路課の皆様、お疲れさまです。

—————◇—————

◎議案第108号の説明、質疑、 討論、採決

○大野委員長 それでは、議案第108号 那須塩原

市道路占用料徴収条例の一部改正についてを議題といたします。

執行部から議案の説明を簡潔にお願いいたします。

課長。

○高野道路課長 （議案第108号について説明。）

○大野委員長 説明が終わりましたので、質疑を許します。

鈴木委員。

○鈴木委員 では、質疑させていただきます。

今の説明の中で、国に合わせて市町村も合わせたということなんですけれども、今、第1種、第2種については値上げしていますということなんですけれども、大方値上げしていますということなんですけれども、このページだけ見ても、下のほうに1、2、3、4、5、6、7、8、9の辺りにいくと、地下に設ける電線その他の類、まず大きく見て、このページの次だったか、すみません、ちょっと違うところのことを考えておりました。

単純に、さっきのところは、共架電線その他地上に設ける線類は、現行4円で、改正は4円で、地下は、その下は2円から3円になっていて、上はなぜ4円、4円で、地下だと3円になっているのか、ここについてはそのあたりの細かい話ですけども、御説明いただけますか。

○大野委員長 係長。

○大島管理係長 すみません、実際に地下というのが、土地の価格に応じてという形になるので、すみません、地下の埋設しているところとか、ここで言っているのは、上空に掲げる電線と地下に埋設するというところで、構造物の違いによるというところなんですけれども、すみません、詳しくはどういう算定方法かというところは国のほうに確認しないと分からないというところがあるので

すけれども、基本的には国のほうで出した、今回でいうと上空にある共架電線については変わらず、地下に設ける電線とかその他の線類については、計算上上がるという形になりましたので、そこに合わせて改正しているという形になります。

○大野委員長 鈴木委員。

○鈴木委員 国に合わせたというだけだと、次の話も同じかもしれないんですけども、ページが今、開けたんですけども、40ページのところで、上から2段目のところの広告等については、これは値下げになっているんですけども、これも国がそうしただけという回答になりますか、そうすると。

○大野委員長 係長。

○大島管理係長 国の基準に合わせて改正しているという形になります。

○大野委員長 鈴木委員。

○鈴木委員 41ページについても、法第32条第1項、第5号に掲げる施設というところの地下街及び地下室、那須塩原市に地下街があるのかなと思っちゃいましたけれども、これも何か現行A掛ける0.005だったものが、A掛ける0.004、これ安くなっているんですね。その下も掛ける数字が下がっていて、その下もそうですね、0.01から0.007になっています。その下も480円から430円、290円から260円というふうになっていまして、42ページにいくと、ほぼ全ての項目に関して逆に値下げになっています。今、課長の説明は、単純に値上がっていますと言っていたので、これ見ると下がってるほうが多いんじゃないかということで、その43ページもそうですね、大体が値下がりになっているんですけども、ざっくりその辺はちょっと説明が違うかなと思うんですけども、この値上げ、値下げの国の方針というのがもし分れば、お伺いしたいと思います。

○大野委員長 係長。

○大島管理係長 全体的な方針というのは、すみません、私も分かりかねるところがあって、大変恐縮なんですけれども、例えばなんですけれども、祭礼とか縁日とかそういったところに関して値下がりしているところはあるんですけども、こちらについては、コロナの時期とかもあったんですけども、積極的にそういったイベント事については積極的に協力して行いなさいといったところがありまして、そのあたりは当然道路占用料というところはあって、道路の機能維持というのは絶対的なところなんですけれども、協力できるときは積極的にそういったところについては協力しなさいというような国からの通達とかそういったのもあったので、その辺も踏まえている可能性があると思います。

○大野委員長 鈴木委員。

○鈴木委員 ちなみに、少しずれたらごめんなさい。この1円とか2円みたいな値段のものに対して、こうやって1円値上げしたからといって、市はちゃんときちんと徴収を現実的には、今、そうか、申請されているものには単価が変わるからできるんですね。

先ほども、広告看板みたいなもので無許可のものもあるみたいだということだったんですけども、この電柱か何かに設置しているものは、市としては、それ、違うからやめておきます。

○大野委員長 よろしいですね。

○鈴木委員 以上で大丈夫です。ありがとうございました。

○大野委員長 そのほかございますか。

山形委員。

○山形委員 分かりました。

この料金が上がったり下がったりは国や県の基準として市もやっていくということで、もう条例の一部改正するところの占有料の料金というのは、

どれぐらい上がるのか下がるか、その辺、積算根拠があるのかどうか伺います。

○大野委員長 課長。

○高野道路課長 積算根拠というか、今の現行の占用料でもう継続しているものが、電柱とか地下埋設なんかは主なものなんですけれども、今現在だと、大体道路占有料でいくと1,500万円ぐらいですね、収入見込みがありまして、今回の改正によっては約1,680万円の収入の変更があるというようなことで見込んでおります。この後に出てくる公共交通法定外のほうも、少なからずそうやっていったところで、そんなのを増額を見込んでおります。

○大野委員長 山形委員。

○山形委員 そうすると1,680万円と、もう180万円ぐらい徴収料が上がるというようなことですが、先ほど係長も言ったんですけれども、そういうふうな料金は道路の維持管理というふうなことなんです、この道路の占有料というのはどういう財源に充てられるか具体的にお伺いいたします。

○大野委員長 課長。

○高野道路課長 ちょっとそのあたりは歳出の予算の外、内訳を見ないと分からない部分があるんですけれども、財政サイドのほうの話だと思いますので、すみません、その辺は控えさせていただきます。

○大野委員長 よろしいですか。

○山形委員 はい。

○大野委員長 そのほかございますか。

〔「ありません」と言う人あり〕

○大野委員長 質疑の途中ですが、議員間討議に入ります。

討議すべき点、あるいは委員からの御意見はございますか。

〔「ありません」と言う人あり〕

○大野委員長 ないようですので、議員間討議及び質疑を終了したいと思います、異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○大野委員長 異議がないものと認め、質疑を終了いたします。

討論はございますか。

〔「ありません」と言う人あり〕

○大野委員長 ないようですので、討論を終了したいと思います、異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○大野委員長 異議がないものと認め、討論を終了し、これより採決いたします。

議案第108号 那須塩原市道路占用料徴収条例の一部改正について、原案のとおり可決すべきものとするに異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○大野委員長 異議がないものと認めます。

よって、議案第108号については原案のとおり可決すべきものと決しました。

—————◇—————

◎議案第109号の説明、質疑、 討論、採決

○大野委員長 次に、議案第109号 那須塩原市法定外公共物管理条例の一部改正についてを議題といたします。

執行部から議案の説明を簡潔にお願いいたします。

課長。

○高野道路課長 (議案第109号について説明。)

○大野委員長 説明が終わりましたので、質疑を許します。

〔「なし」と言う人あり〕

○大野委員長 質疑の途中ですが、議員間討議に入ります。

討議すべき点、あるいは委員からの意見はございますか。

〔「ありません」と言う人あり〕

○大野委員長 ないようですので、議員間討議及び質疑を終了したいと思います。異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○大野委員長 異議がないものと認め、質疑を終了いたします。

討論はございますか。

〔「ありません」と言う人あり〕

○大野委員長 ないようですので、討論を終結したいと思います。異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○大野委員長 異議がないものと認め、討論を終結し、これより採決いたします。

議案第109号 那須塩原市法定外公共物管理条例の一部改正については、原案のとおり可決すべきものとするに異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○大野委員長 異議がないものと認めます。

よって、議案第109号については原案のとおり可決すべきものと決しました。

—————◇—————

◎議案第121号の説明、質疑、
討論、採決

○大野委員長 次に、議案第121号 市道路線の認定についてを議題といたします。

執行部から議案の説明を簡潔にお願いいたします。

課長。

○高野道路課長 (議案第121号について説明。)

○大野委員長 説明が終わりましたので、質疑を許します。

ありませんか。

〔「ありません」と言う人あり〕

○大野委員長 質疑の途中ですが、議員間討議に入ります。

討議すべき点、あるいは委員からの意見はございますか。

〔「ありません」と言う人あり〕

○大野委員長 ないようですので、議員間討議及び質疑を終了したいと思います。異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○大野委員長 異議がないものと認め、質疑を終了いたします。

討論はございますか。

〔「ありません」と言う人あり〕

○大野委員長 ないようですので、討論を終結したいと思います。異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○大野委員長 異議がないものと認め、討論を終結し、これより採決いたします。

議案第121号 市道路線の認定については、原案のとおり可決すべきものとするに異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○大野委員長 異議がないものと認めます。

よって、議案第121号については原案のとおり可決すべきものと決しました。

—————◇—————

◎議案第122号の説明、質疑、
議員間討議、討論、採決

○大野委員長 ここで建設経済常任委員会を予算常任委員会（第三分科会）に切り替えて、審査を行います。

議案第122号 令和5年度那須塩原市一般会計補正予算（第7号）を議題といたします。

執行部から議案の説明を簡潔にお願いいたします。

課長。

○高野道路課長 （議案第122号について説明。）

○大野委員長 説明が終わりましたので、質疑を許します。

山形委員。

○山形委員 予算執行計画書の12ページです。

新規で特定外来生物による被害木伐採というふうなことなんですが、どこの箇所を具体的にどれぐらいの木を伐採するのか、あと工事の期間、そういったものも含めて詳細な内容をお伺いします。

○大野委員長 課長。

○高野道路課長 これは改めて説明いたしますけれども、先ほど主に西那須野地区ということでお話をしました。こちらは、メインは我々は道路管理者なのでやっぱり道路の部分、街路樹の樹木ということになりますけれども、こちら西那須野地区では旧400号ですね、まず一番大きなところ、4号線から大田原に向かう旧400号が街路樹があるので、そこがメインですけれども、それともみじ通りというのがありますね、JRと並行して走るもみじ通り、これが旧400号から新400号までの間だと思いますけれども、その部分と、大きくはその2つと、あとぼっぽ通りと、それから大高前通りということで、大きく言うと4路線ほどございます。今調査をかけまして、伐採を予定しているのが大体全部で約200本近くあります。188本あります。我々の見立てですけれども、大体400号がそのうち92本ということで、大多数を占めている

ということでございます。

これがやはり一番懸念されるのは、虫に食われて倒木ということが道路の街路樹なので、やっぱりそれを阻止したいということで、これはもう国・県の、先ほど来説明があったと思うんですが、指導、指示で伐採をするしかないということで、組合のほうからも見積りを徴収しまして、実際どうするのかと、この対策までちょっとお話ししますけれども、実際やっぱりここはもう伐採で、膝ぐらいまでをもう切ると、それかそのぐらいですね。それで、今言われているのは、殺虫剤をして、シートをかぶせる、ここまでを言われて、指導がありまして、さらには歩道なのでそのままにしておくのが危ないので、両脇に目印とポストコーンというデリネーターというのをつけてということで、そんな作業を想定しています。なかなか根っこを起こすということになると、かなり規模も大きくなり費用もあるので、そこまでは今回は見込んでいないんですが、そこまでの作業を一連のその作業を見込むと、片側の規制なんかも入りますから、これガードマンなんかも要りますけれども、そうすると約1本当たり10万円ぐらいかかるのかなということで見立てております。そうするとやっぱり2,000万円クラスになるということになります。

○大野委員長 山形委員。

○山形委員 今御説明あって、私たちは理解できる場所なんですが、旧400号とかいらっしゃいますと、西那須野地区の方々には憩いの場としてこういうふうな景観というふうなこともあると思うんですけれども、そういうふうなことを考えたときにカラーコーンとかを置いて半分だけ切ってしまうと、何か景観を損ねて住民からかなり苦情があるんじゃないかなというふうな、そういうふうな懸念もあるんですが、そういった対策はこの伐採によって考え、そういったところまで考えてい

るのかどうか、特定のある程度の専門知識があった人がきれいに伐採しないと、切るだけではなかなかあれなんですけれども、その辺、市民の理解が得られるのかなと、その辺はどう考えていますか。

○大野委員長 課長。

○高野道路課長 その市民の理解ということで、400号をやっぱりばさばさ切ることになるんで、何が始まるんだということで、やっぱりそこが一番懸念しているところなんです。今言われたとおり、やっぱりその切った後の形状とかも、見栄えがいいものでもございませんし、ちょっとそのあたりは、今後、地元だけじゃなくて広域的な周知というものがやっぱり必要ですし、とにかくまずこの初期段階で撲滅するために、伐採が必要なんですよということを丁寧に周囲に説明をしなければならぬのかなというふうには思っております。

○大野委員長 山形委員。

○山形委員 分かりました。

そうすると、那須塩原市のみでなく、この特定外来物の被害による伐採というのは、もう近隣の市や町も同じような方法で撲滅のためにやっていくというふうなことは、もうこの辺の街路樹はほとんどなくなってしまふ、生息されていると、そういうふうな情動的なものは入ってきていますか。

○大野委員長 課長。

○高野道路課長 そうですね、現時点では、やっぱり今申し上げました400号のところなんかは、当然その先は大田原市なので、一連の路線でありますので、我々と同じ時期に対策を取るということで話は聞いております。

○大野委員長 山形委員。

○山形委員 最後になります。これ伐採以外に方法はないんですか。切らないと撲滅につながらない、例えばほかによる、例えば消毒とか、そういった

ものはなく、伐採しか考えられないというふうなことの認識でよろしいんですか。

○大野委員長 課長。

○高野道路課長 委員おっしゃるとおり、もう伐採しかないということで言われておりますので、御理解いただきたいと思います。

○山形委員 分かりました。

○大野委員長 鈴木委員。

○鈴木委員 今、これを全部切ってしまうのか、400号とそれからもみじ通りと言っていましたよね。もみじ通りは、旧400号はトチノキだと思うんです。もみじ通りはモミジだと思うんです。そうすると、ちょっと微妙なんですけれども、この予算で、あと4か所と言っていたんですけれども、木はそのモミジとトチノキだけなのか、ほかにもイチョウの木とか、それからハナミズキだの、この前はどこだったか、中央通りだって木をわざわざ植えたところがあるんですけれども、そういうところに対する影響も考えなきゃいけないのか、それは随時考えて予算を取っていくのか、今回、これ予算の話なので予算も絡めて質疑しないといけないかなと思っているんですけれども、この予算でいいのかという話ですよ。

まず、樹木の種類はどうなのかというところは、どうなんでしょうか。

○大野委員長 課長。

○高野道路課長 まず、樹木の種類ということですが、もみじ通りはモミジで、400号はトチノキということで、あとは例えばぽっぽ通りなんかはカツラとかモミジ、キンモクセイとか、いろいろな種類があるということで聞いております。

中央通りなんかというお話も出ましたが、あそこはナナカマドがあるということで聞いています。今回、調査したのは、やっぱり一番は甚大な被害が見込まれるような大木がメインでございますけ

れども、その中では、やっぱり先ほど言ったトチノキの400号と、もみじ通りのモミジということで選定をしている。これで十分なのかというのは、なかなか我々も専門ではないので、若干変動はあると思うんです。これで十分なのかというのは、もう本当に手探りの中で進めている状況ですので、ただ、今回400号に関しては県の森林環境事務所の職員なんかも一緒に同行していただいて、あと、博物館の職員なんかも一緒に400号を見て、これはやられているねというような、そんないろいろな視点で見て選定をしたということでございます。

ただ、彼らも専門家ではないので、若干の変動はあるのかなと思いますので、今後については、何とも、その周囲の拡大範囲というような状況を見ながら対応していくしかないのかなというふうに思います。今回は、本当、先ほど言ったように甚大な被害が見込まれるような路線を補正ということで、環境サイドと調整しながら進めていきたいなというふうに思っております。

○大野委員長 鈴木委員。

○鈴木委員 樹木に関するのと今後については、まだ検討するということなので、ちょっと話を戻しまして、この予算についてなんですけれども、かなり年数のたっている木を切っていくということなんですけれども、400号にある木は、じゃ、残る木が逆に何本かあるのか、もう全伐、皆伐にしてしまうのか、それは中央通りに関しても、紅葉が立派で紅葉がきれいだと言っているところなんですけれども、どういう経過、残るのか、少しは残るのか、もう皆伐にしてしまうのか、そこは今どういうふうに考えているんでしょうか。

○大野委員長 課長。

○高野道路課長 400号に関しては、ほぼ切ります。もうやはり症状が出ていますので、もう切る以外にはないということで考えております。ただ、も

みじ通りに関しては、そこまでの症状は見られない部分もあったので、全体からの3分の1程度ぐらいが今回も伐採する予定ではおりますけれども、そんな見立てで、大きく言うとそんな状況でございます。

○大野委員長 鈴木委員。

○鈴木委員 山形委員も言っていましたけれども、それだけ長いことあった木を切るとなると、これを施行するのが繰越しになったので来年ですね。本当に地域住民とのそれこそ有無を言わずやる、予算を取ったらやっていくわけでしょうから、やっぱりなくていいという、わざわざ切っちゃうニュースでもやっていましたけれども、自分の店の前切っちゃう業者さんもいるぐらいですけれども、でも、やっぱり残してほしいと思っている人もいっぱいいる中で、これを実行するに当たって周知徹底がすごく大事だと思うんですけれども、改めてになるのかな、それ関係するところには伐採費が入っているか分からないんですけれども、改めてどんなふうにするかだけ、じゃ、最後をお願いします。

○大野委員長 課長。

○高野道路課長 そうですね、周知はやっぱり重要なと思いますので、先ほど言ったように、広域的にやっぱり必要でもありますので、広報とかホームページはもちろん周知したいなと、ちょっと環境サイドとも連携はしますけれども、あとはもちろん実施作業のとき、3月、4月の段階になるかと思うんですが、事前の告知看板、こういう状況なので伐採をする予定ですよというような、工事のときに使うような告知看板なんかももちろん必要ですし、関係自治会のほうとも説明には丁寧に歩きたいなというふうには考えております。

○大野委員長 そのほかございますか。

小島副委員長。

○小島副委員長 切るのは分かるんですけども、その後、植樹するのかどうかみたいなことは、今後考えていくのかどうかお伺いしたいと思います。

○大野委員長 課長。

○高野道路課長 そのあたりは、まだ決まっていますが、ただ、街路樹に関してはその後の植栽は考えておりません。公園とか学校のところは、まだ今後だと思んですが、街路樹についてはそこまで考えていないという状況です。

○大野委員長 そのほかないようですので、質疑の途中ですが、議員間討議に入ります。

討議すべき点、あるいは委員からの意見はございますか。

山形委員。

○山形委員 意見ということで言わせていただくんですが、今まで長い年月を費やして立ってきた木を切るというのは一瞬で切るじゃないですか。もう10年も20年もあいうふうな400号の景観を保ってきた木というのは、やっぱり皆さん思い入れあると思いますから、さすがに撲滅とそういったものも考えると、木を切らなくてはいけない部分もあるんですけども、やはり先ほど鈴木委員が言ったように、地元の方々に懇切丁寧な説明して、ちゃんと理解を踏まえて物事を進めないと、また行政が一方的にやっているというふうに言われてしまうので、地域住民の理解は必ず必要だと思うんですけども、その辺を含めて進めていただきたい。もう勝手に何かチラシだけ入れて、勝手に切っていきますというんでは、なかなか得られないかなと思うんですけども、黒磯地区の人間なんですけれども、西那須野地区の鈴木さんの意見も聞きたいなと思うので、もしお声ある。

○大野委員長 今、山形委員のほうから意見ということで、ほかの委員の方で意見ございますか。

鈴木委員。

○鈴木委員 議員同士のコンセンサスみたいなところでは、予算を取ってやると言っているのだから、やることについてはもう反対する理由はないだろうと思う。だから、今言ったようなところを検討してもらうことを条件にやってもらう。それから、いや、同じなんですけれども、小島委員の話も同じですけども、本当だったらどういうふうに切った後、どういうふうに検討するかというところまでやっぱり、市民には切るんだと言うなら、その後どうします、どうするんだと思う人もいるはずだから、その辺まで本当はちゃんと考えて事業実施はしてもらいたいと思います。でも、やらないわけにいかなくて、那須塩原市だけでなく、これ全国的にやっている問題みたいで、全国的にやっているんでしょから、やるとなったら遅らせるよりは判断は早いほうがいいんでしょから、皆さん、議員の皆さんはやむなしと思うんでしょねというところで、議員間討議かな。

以上です。

○大野委員長 中村委員。

○中村委員 これ非常事態のために多くの一つの手の中でやるわけですから、景観とかそういうのも非常に分かりませんが、これをこのままやっていくと景観どころではないという、すごい事態に入るということを市民にもしっかりと説明をすることによって、切っていただかなければいけないというものを理解度は深まると、こう私は思うね。ですから、やっぱりこの日本全国でこういう外来種が来て、日本の固有のそういう植物とか生態系が変わってしまうんですよというものをしっかりと説明をすることによって、皆さんと一緒に撲滅していこうじゃないかという、私どもの地域は自然に恵まれているんで、街路樹の木がなくなっても、まだまだ自然の木はいっぱいありますので、そういったものをしっかりと理解をしていただければ、

私は、やはり皆さんで一致団結してそういう有事に備えようという考えになっていくと思うんです。

いずれにしても、これ国でもしっかりとやらなきゃ、取り組まなきゃ、これどうしようもないということで、国の補助金を使ってやってくださいよというパターンでやっていますので、そういったものを、ただ単に市民が欲しいものを勝手に壊すんだよというイメージはつukらないほうがいいですよ。悪者になって損しますから、もうやむを得ず、これをやらなきゃいけない、決断のときですよというものをしっかりと皆さんで共有してやっていく事業ではないかと私は思っていますので、そういったものを決意を込めて市民に知らせ撲滅しましょうという決意の下にやっていくしかないわけですから、うちだけ、那須塩原だけ切らないなんていったらとんでもないことになっちゃうわけですから、やはりそれは皆さんで、ですから議員もやはりみんなほかの委員会の議員にも、皆さんに知らしめをして、みんなどうすべきかというものをやっぱり皆さんで意見を交換してもいいし、それは会派でもやりたいと思っておりますし、やはりこういう対応は有事ですからしっかりと取り組んでいこうじゃないかというものを、我々議員自らも考えていかなきゃいけないと私は思いますが、どうですか。

○大野委員長 齋藤委員。

○齋藤委員 やっぱり今、皆さん3人、4人が発言したように、課長の話では、広告等を入れて住民に知らせるといことはもちろん大切なんです、もみじ通りと400号のところの地域住民の自治会ぐらいは、切る場所に係る自治会ぐらいは集めてやっぱりきちっと説明をするべきだろうなというふうに思うんです。

あと、もう1点は、先ほど切り方を1mぐらい

残して切っていくということなんでしょうけれども、以前にやっぱり西那須野地区の街路樹が枯れて、住民要望をもらって解決したことがあったんですが、何年も解決できなくて、というのは、切り株をこのぐらい逆に残すと、雪が積もったりするともう全然分からなくて、みんな転んでしまうという苦情があって、危険性が非常にあるということなんですよ。逆に本当は伐根が一番いいんですが、200本近い伐根というのはなかなか難しいでしょうから、やっぱりその危険性という高さをきちっと加味してやらないと、本当に50cmぐらい残すと、枯れ葉がかぶったり、現地を私も見たことあるんだけど、雪が降った日なんかは全然分からないんですよ。そうすると、みんなそこで転倒するという苦情があった例があるので、その辺の残し方というのもやっぱり検討をきちっとして、あとは自治会に担当、係る自治会には改めての説明会をしたほうがいいと思います。宣伝はもちろんですけれどもね、と思います。

○大野委員長 そのほかございますか。

今、議員のほうからいろいろ意見があったんですが、これに対して執行部のほうで何か。

部長。

○富山建設部長 大変貴重な意見をいただきましてありがとうございます。

我々としても、あそこを全伐するということになれば、やはりそれなりの影響も大きいというふうには思っておりますので、自治会の方々もそうですけれども、近隣の住民の方々、そういう方々にもきちんと説明できればというふうに思っておりますし、また、環境部サイドとも調整しながら取り組んでいきたいというふうに思います。

○大野委員長 よろしく願いいたします。

ほかに討議すべき内容はございますか。

〔「ありません」と言う人あり〕

○大野委員長 ほかに討議すべき内容がないようでしたら、これで議員間討議と併せて質疑を終了したいと思います。ほかに質疑はございませんか。

〔発言する人なし〕

○大野委員長 ないようですので、議員間討議及び質疑を終了したいと思います。異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○大野委員長 異議がないものと認め、質疑を終了いたします。

討論はございますか。

〔「ありません」と言う人あり〕

○大野委員長 ないようですので、討論を終結したいと思いますが、異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○大野委員長 異議がないものと認め、討論を終結し、これより採決いたします。

議案第122号 令和5年度那須塩原市一般会計補正予算（第7号）は、原案のとおり可決すべきものとするに異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○大野委員長 異議がないものと認めます。

よって、議案第122号については原案のとおり可決すべきものと決しました。

道路課所管の審査事項は以上となります。

ここで休憩いたします。

会議の再開は、4時25分です。

休憩 午後 4時20分

再開 午後 4時26分

○大野委員長 休憩前に引き続き委員会を再開いたします。

◇

◎その他

○大野委員長 その他として委員の皆様から何かございますか。

〔「ありません」と言う人あり〕

○大野委員長 事務局から何かありますか。

〔発言する人なし〕

◇

◎閉会の宣告

○大野委員長 以上で今定例会議における委員会の審査事項は全て終了いたしました。

本委員会の審査報告書は、本職が作成し、議長に提出いたしますので御一任くださるようお願いいたします。

これをもちまして、建設経済常任委員会を閉会いたします。お疲れさまでした。

閉会 午後 4時27分